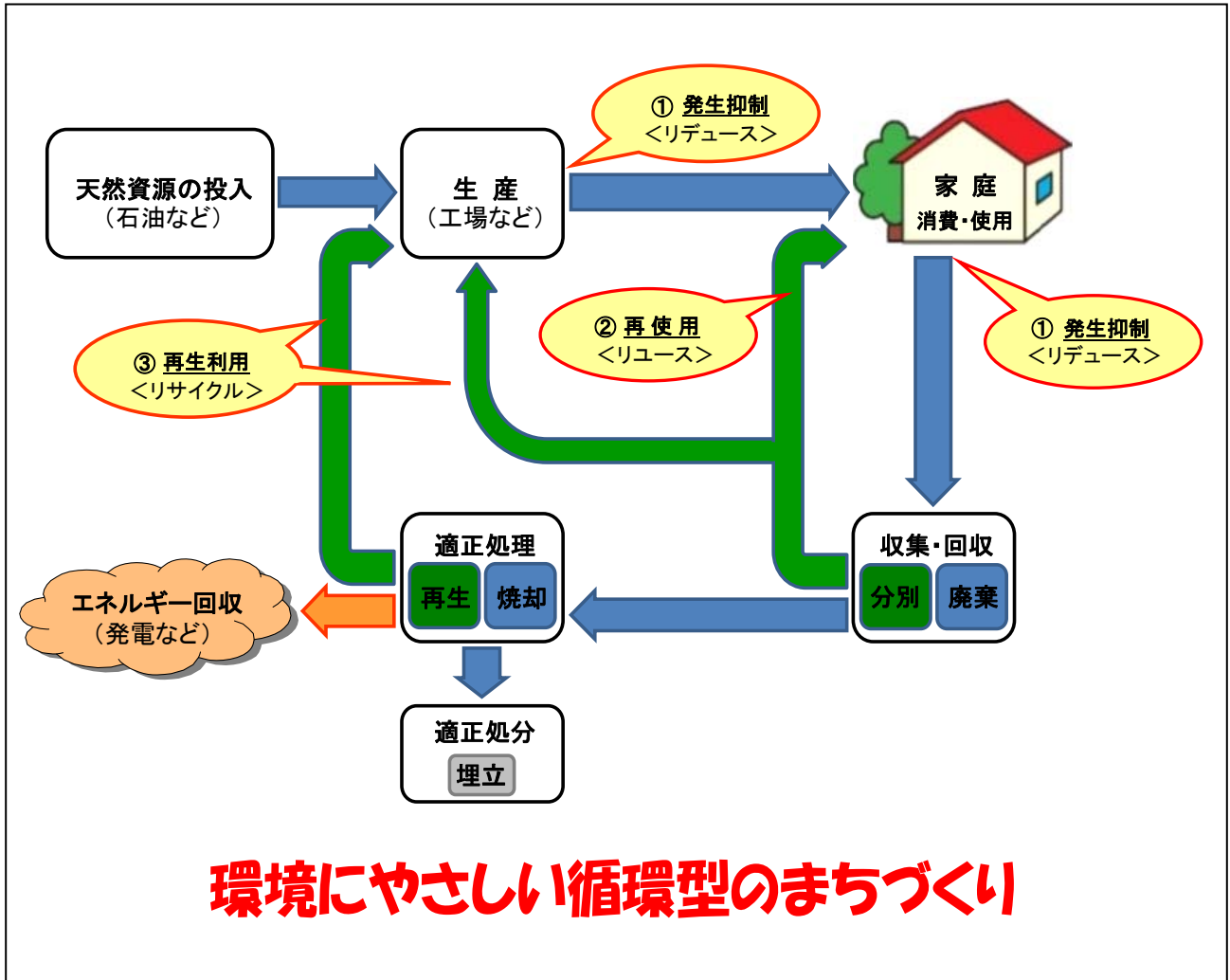


長岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画



平成25年3月

長岡市

目 次

第1章	計 画 概 要	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間及び目標年度	3
第2章	ごみ処理の現状と課題	4
1	ごみ排出量の実績	4
(1)	ごみの分別区分とごみ処理フロー	4
(2)	ごみ処理の実績	6
(3)	収集・運搬体制の概要	10
(4)	中間処理の概要	10
(5)	最終処分の概要	11
2	ごみ処理の課題	12
(1)	発生及び排出抑制・資源化に関する課題	12
(2)	中間処理に関する課題	13
(3)	最終処分に関する課題	13
第3章	ごみ処理基本計画	14
1	ごみ処理の基本方針	14
(1)	3 Rの推進	14
(2)	市民・事業者・行政の役割分担の明確化	15
(3)	適正な処理・処分の推進	16
2	施策の基本フレーム	17
3	重点項目と達成目標	18
4	「3 Rの推進」に向けた取り組み	21
5	市民・事業者・行政の役割分担	21
(1)	市民の役割	21
(2)	事業者の役割	22
(3)	市の役割	23
6	適正な処理・処分の推進	24
(1)	収集・運搬体制の整備	24
(2)	中間処理計画	24
(3)	最終処分計画	25
7	温室効果ガス排出量の管理と排出削減	26
8	環境美化と不法投棄対策	26
9	処理困難物等の扱い	26

1 0	環境教育の推進.....	27
1 1	大規模災害に関する対応.....	27
1 2	計画の進行管理.....	27

	減量及びリサイクル推進に関する主な施策の概要	28
--	------------------------------	----

資料編

第1章 計画概要

1 計画策定の背景と目的

社会環境の変化や経済の発展に伴い、私たちの生活が物質的に豊かになる一方で、ごみ量の増加や種類の多様化などの問題に対応するため、環境への負荷を限りなく軽減する循環型の社会づくりへの転換が必要となっています。国は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の改正、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の制定など、法整備を進めており、これらの法体系のもとで、ごみの発生及び排出抑制とともに、リサイクルの促進を図り、資源循環型社会の構築を目指していくこととしています。

こうした中で、ごみの減量を図り資源物のリサイクルを推進することは、私たちの大切な生活環境を守っていくうえで、もっとも重要な取り組みのひとつとなっています。今後は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や私たちのライフスタイルを見直し、社会における資源の循環を確保していく必要があります。

そのためには、できる限りごみの発生を抑制し（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の順に、徹底した循環的利用を行い、循環的な利用ができないものは適正に処分することとし、市民、事業者、行政がそれぞれに適切な役割と責任を分担して取り組みを進めていく必要があります。

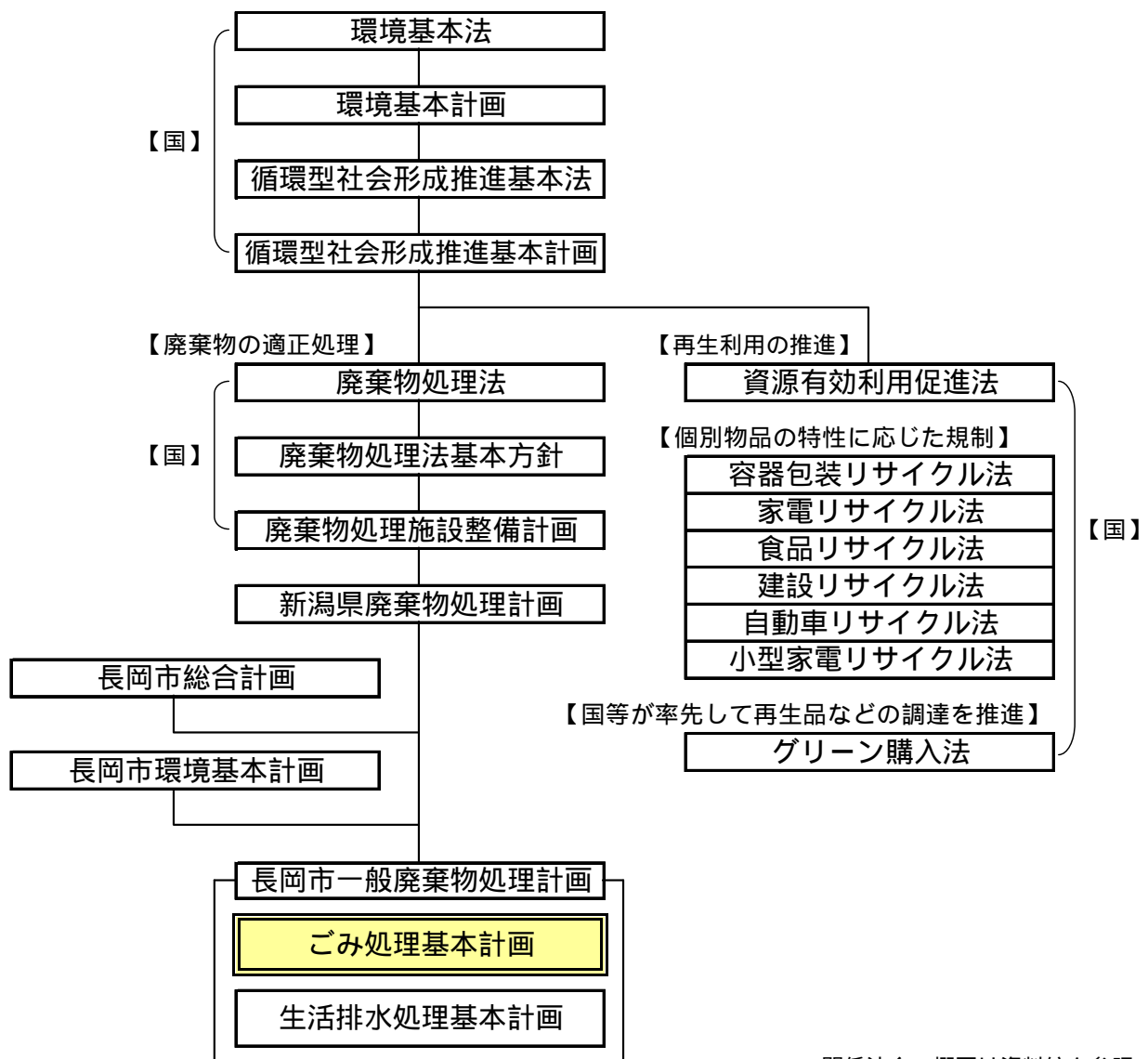
長岡市は（以下、「本市」という。）平成16年10月から「ながおかのごみ改革」に着手し、家庭ごみの一部有料化、資源物の分別収集や集団回収、拠点回収等の資源化を実施し、ごみの減量化・資源化を推進してきました。また、現在は、生ごみを発酵させて発電をする「生ごみバイオガス化事業」の開始に向けて取り組みを進めていますが、これからも社会・経済情勢の変化に対応しながら、これまでの取り組みを見直し、循環型社会の実現に向けた新たな施策を展開することが求められています。

こうした状況を受けて、平成18年12月に策定した長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を見直し、平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とする新たな「長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。長岡市は、本計画に基づき、ごみの減量やリサイクルに加え、天然資源の消費を抑え、環境にやさしい循環型のまちづくりを進めます。

2 計画の位置付け

本計画は、生活排水処理基本計画とともに一般廃棄物処理計画を構成し、本市の一般廃棄物（ごみ）の発生及び排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関して、長期的、総合的な方向性を示すため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「同法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものです。

本計画の位置付け及び他の計画等との関係は図1のとおりです。



関係法令の概要は資料編を参照

図 1 本計画の位置付け及び他の計画等との関係

3 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は平成 25 年度を初年度とした 10 年間とし、平成 34 年度を目標年度とします。

なお、計画は概ね 5 年ごとに改定するものとするが、社会・経済情勢の大きな変化や国・県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。



第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出量の実績

(1) ごみの分別区分とごみ処理フロー

本市におけるごみの分別区分は表1、ごみ処理フローは図2のとおりです。

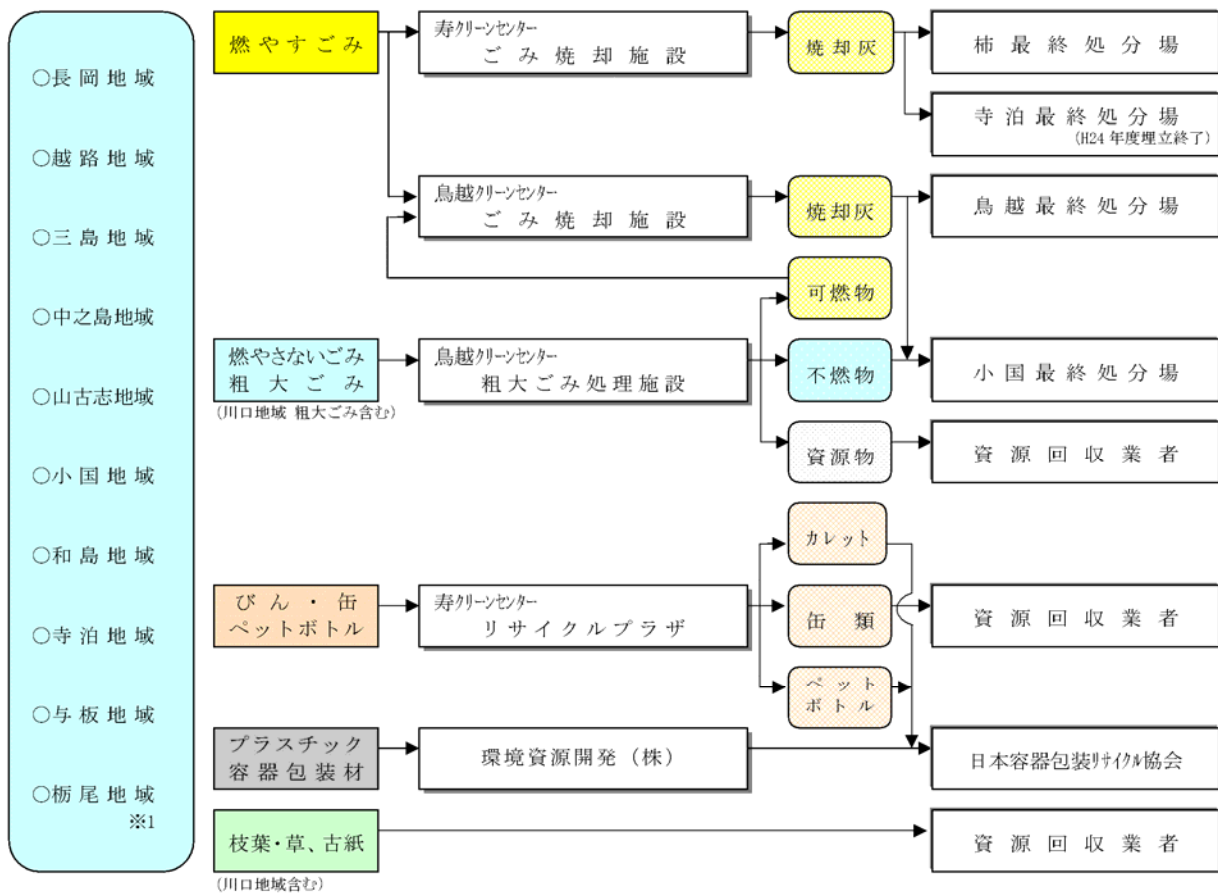
表1 ごみの分別区分（平成24年度）

区 分	主 な 内 容	
燃 や す ご み	生ごみ、紙おむつ、たばこの吸い殻、竹串、汚れた紙、革製品、加工紙、ビデオテープ、カセットテープ、使い捨てカイロ、耐水加工されている紙パック等	
燃 や さ ない ご み	小型家電製品、金属、陶磁器、ガラス類、DVD・CD、ポリバケツ・洗面器等プラスチック製品、ゴム・合成皮革製品等	
粗 大 ご み	ふとん、家具類、自転車等	
資 源 物	びん・缶・ペットボトル	飲食用びん、化粧品のびん等、飲食用の缶類、リサイクルマークの入った飲料容器、しょうゆ容器等
	プラスチック容器包装材	プラマークの入ったプラスチック製の容器包装
	古紙	新聞、雑誌・チラシ、段ボール
	枝葉・草	庭木等のせん定した枝・葉、草
有 害 危 険 物	蛍光管、蛍光灯、乾電池、スプレー缶、ライター等	

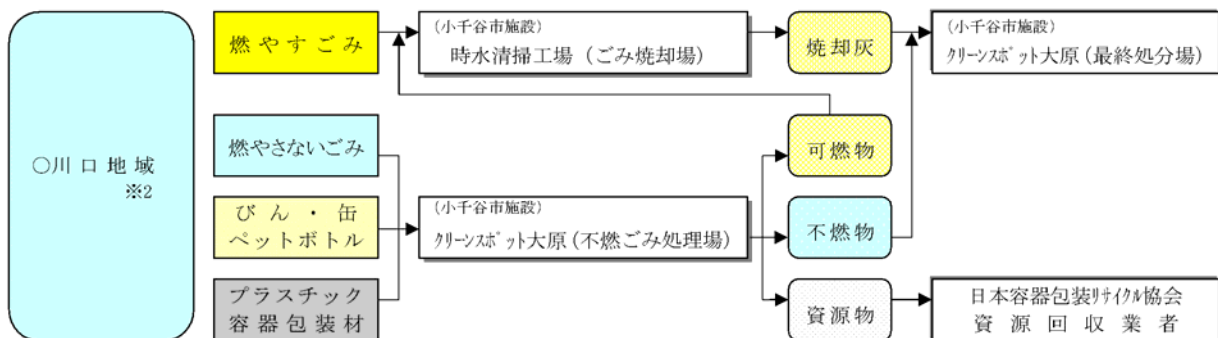
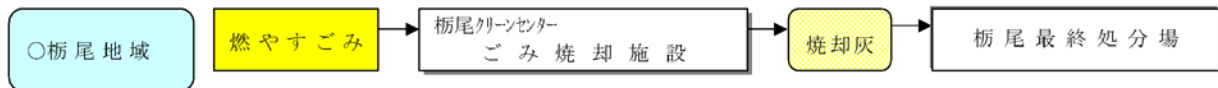
市内各地域から発生したごみの処理・処分体制は以下のとおりです。

「燃やすごみ」は寿、鳥越、栃尾の各クリーンセンターのごみ焼却施設で焼却処理後、焼却灰を柿、鳥越、栃尾、小国の各最終処分場に埋立処分しています。「燃やさないごみ（川口地域を除く）」及び「粗大ごみ」は鳥越クリーンセンター粗大ごみ処理施設で破碎・選別処理後、一部を資源回収し、可燃残渣を焼却処理、不燃残渣を埋立処分しています。資源物のうち、「びん・缶・ペットボトル」は寿クリーンセンターリサイクルプラザで中間処理し、「プラスチック容器包装材」、「古紙」、「枝葉・草」及び「有害危険物」は民間業者に処理委託しています。

なお、川口地域の「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「びん・缶・ペットボトル」及び「プラスチック容器包装材」は小千谷市へ事務委託、一方、出雲崎町の「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」は事務委託により、本市において処理しています。



※1 栃尾地域の「燃やすごみ」は、栃尾クリーンセンターごみ焼却施設で処理（下記フローのとおり）



※2 川口地域の「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「プラスチック容器包装材」は、小千谷市に事務委託（上記フローのとおり）

図 2 ごみ処理フロー（平成 24 年度）

(2) ごみ処理の実績

ア ごみ排出量の実績

本市におけるごみ排出量の実績は表2及び図3のとおりです。

過去5年間の推移を見ると、家庭系ごみとともに事業系ごみも減少傾向にあります。

表2 ごみ排出量の実績

項目		単位	実績値				
			H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
行政区域内人口		人	287,946	286,970	285,628	284,351	282,858
家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	45,644	39,564	39,103	38,079	38,158
	燃やさないごみ		5,461	4,389	4,274	4,261	4,338
	粗大ごみ		2,199	893	894	945	949
	資源物		21,377	20,860	19,852	19,544	19,321
	びん・缶・ペットボトル		3,950	3,885	3,805	3,812	3,840
	プラスチック容器包装材		3,298	3,582	3,531	3,558	3,456
	枝葉・草		3,172	3,470	3,661	3,858	3,972
	新聞、雑誌・チラシ、段ボール		10,929	9,923	8,851	8,310	8,045
	紙バック・古布		28	0	0	0	0
	廃食用油		0	0	4	6	8
	有害危険物		42	68	78	78	60
家庭系ごみ計			74,723	65,774	64,201	62,907	62,826
集団回収	新聞		1,191	1,177	1,233	1,239	1,142
	雑誌・チラシ		1,652	1,647	1,817	1,783	1,644
	段ボール		193	219	369	416	363
	金属類		9	47	12	12	11
	びん		128	126	145	127	129
	古繊維		0	0	0	0	1
	合計		3,173	3,216	3,576	3,577	3,290
拠点回収	リユースびん		0	0	0	0	3
	古着		0	0	0	0	37
	食器類		0	0	0	0	29
	小型家電		0	0	0	0	14
	合計		0	0	0	0	83
事業系ごみ	燃やすごみ		37,605	32,231	30,537	29,754	28,868
	燃やさないごみ		761	2	9	3	0
	粗大ごみ		566	0	0	0	0
	事業系ごみ計		38,932	32,233	30,546	29,757	28,868
ごみ排出量合計			116,828	101,223	98,323	96,241	95,067
市民1人1日当たり排出量		g/人・日	1,111.59	966.38	943.11	927.28	920.81

注：ごみ総排出量には、有害危険物及び廃食用油を含まない。

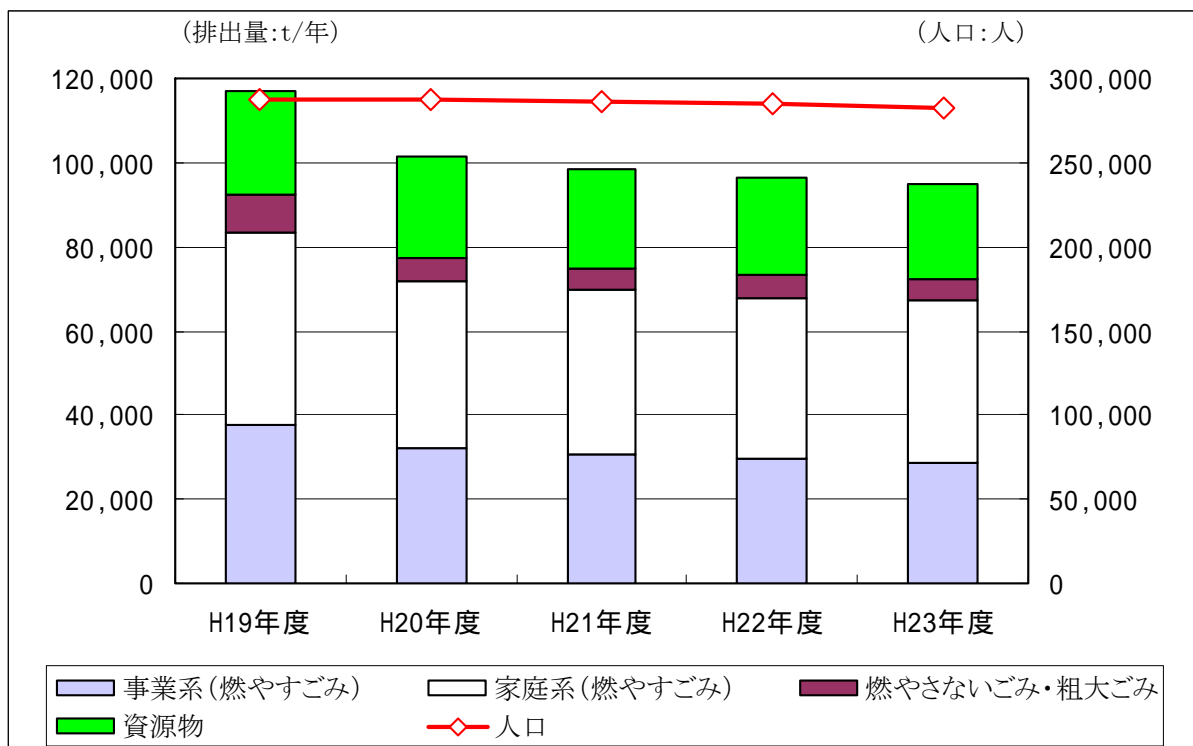


図 3 ごみ排出量及び人口の推移

イ リサイクル率の推移

本市におけるリサイクル率の推移は、表3及び図4のとおりです。

過去5年の推移を見ると、ごみの総排出量とともに資源化量も減少してきており、リサイクル率は平成20年度以降横ばい傾向にあります。

表 3 リサイクル率の推移

項目		単位	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
リサ プラ 施設	選別資源物	t/年	3,474	3,165	2,995	2,913	2,940	
	びん		1,727	1,498	1,374	1,293	1,320	
	缶		987	921	890	887	880	
	ペットボトル		747	730	715	717	725	
	スプレー缶		13	16	16	16	15	
プラスチック容器包装材			3,044	3,383	3,315	3,303	3,196	
粗大ごみ処理施設(鉄・アルミ回収)			1,650	1,263	1,342	1,330	1,261	
直接資源化量(新聞・雑誌・チラシ等)			10,957	9,923	8,851	8,310	8,045	
直接資源化量(枝葉・草)			3,172	3,470	3,661	3,858	3,972	
集団回収			3,173	3,216	3,576	3,577	3,290	
拠点回収			0	0	0	0	83	
総資源化量計(B)			25,470	24,420	23,740	23,291	22,787	
ごみ総排出量(A)			116,786	101,155	98,241	96,157	94,999	
リサイクル率(B)/(A)			%	21.8	24.1	24.2	24.2	24.0

注：ごみ総排出量(A)には、有害危険物及び廃食用油を含まない。

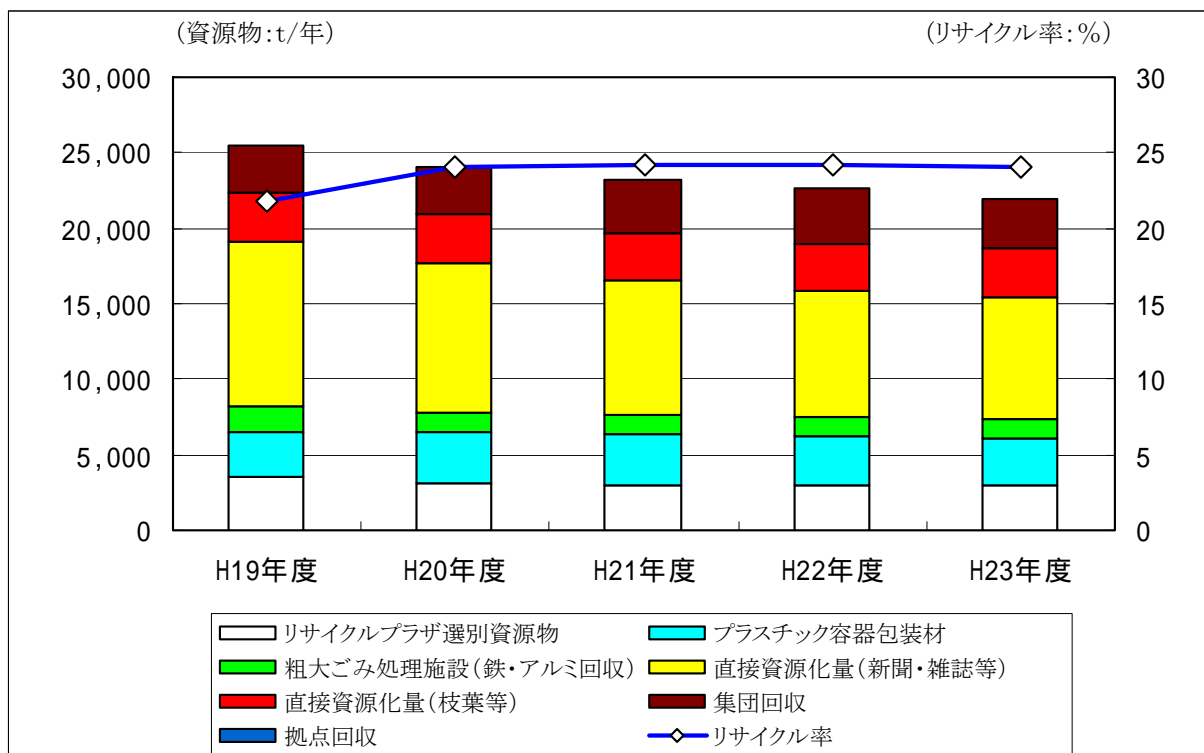


図 4 資源物の内訳とリサイクル率の推移

ウ 廃棄物処理システムによる比較評価

環境省が公表する「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて、本市と人口20万人～30万人未満の自治体27市の平均値等と比較した結果は表4及び図5のとおりです。

本市においては、(A)人口1人1日当たりごみ総排出量や(C)最終処分される割合は平均値を上回る水準であり、(B)資源回収率はさらに大きく上回っています。また、(D)人口1人当たり年間処理経費や(E)最終処分減量に要する費用は、平均値と同様の水準にあります。

表 4 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

	A	B	C	D	E
標準的な指標	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g)	廃棄物からの資源 回収率(RDF除く) (kg)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (kg)	人口1人当たり 年間処理経費 (円)	最終処分減量 に要する費用 (円)
27市平均	1,016	188	109	10,750	30,729
本市実績	921	247	99	10,664	32,951
指数値	109.4	131.4	109.2	100.8	92.8
指数の見方	指数が大きいほど、 ごみ総排出量は少 くなる。	指数が大きいほど、 資源回収率は高く なる。	指数が大きいほど、 最終処分される割 合は小さくなる。	指数が大きいほど、 1人当たりの年間処 理経費少なくなる。	指数が大きいほど、 費用対効果は高く なる。

R D F (Refuse Derived Fuel): 家庭で捨てられる燃やすごみを破砕・乾燥し、接着剤・石灰などを加えて固形燃料にしたもの。

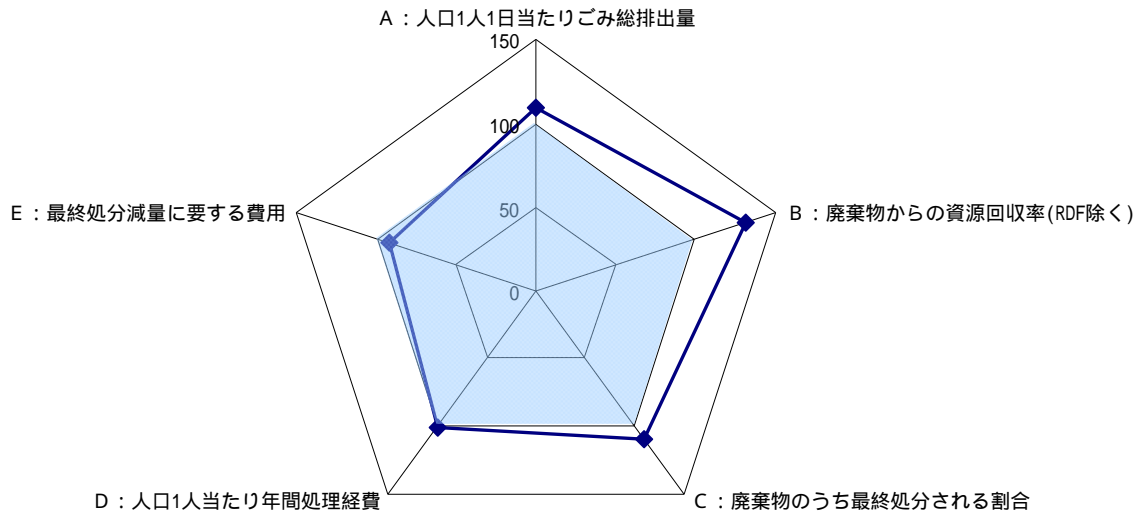


図 5 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

(3) 収集・運搬体制の概要

本市におけるごみの区分と収集頻度、収集方法等は表 5 のとおりです。

表 5 収集・運搬体制の概要

区 分	収集頻度	運営形態	収集方式	排出容器等	車両台数	
燃 や す ご み	3 回/週	委託	ステーション方式 (5,740箇所)	家庭系(薄黄色)及び事業系 (橙色)の市指定袋	5 7 台 (17業者)	
燃 や さ ないごみ	2 回/月	委託	ステーション方式 (5,215箇所)	家庭系(薄青色)及び事業系 (緑色)の市指定袋		
粗 大 ご み	事前申込制 (家庭系のみ)	直営 委託	戸別収集方式	粗大ごみ処理券	直営：1 台 委託：3 台	
資 源 物	びん・缶・ペットボトル	1 回/週	委託	ステーション方式 (5,240箇所)	事業系(緑色)の市指定袋	燃 や す ご み と同じ
	プラスチック容器包装材	1 回/週	委託	ステーション方式 (5,244箇所)	事業系(緑色)の市指定袋	
	新聞、雑誌・チラシ、段ボール	2 回/月	委託	ステーション方式 (5,152箇所)	ひもで束ねる	6 6 台 (17業者)
	枝葉・草	1 回/週 2 回/月 随 時	委託	ステーション方式 (5,209箇所)及び 拠点回収方式	枝はひもで束ねる	8 台 (3業者)
有 害 危 険 物	2 回/月	委託	ステーション方式 (5,205箇所)		燃 や す ご み と同じ	

平成 24 年 9 月 現在

(4) 中間処理の概要

燃やすごみは、市内 3 か所(寿、鳥越、栃尾)のごみ焼却施設で焼却処理しています。また、燃やさないごみ・粗大ごみは粗大ごみ処理施設(鳥越)で破碎・選別処理し、資源物のうち、びん・缶・ペットボトルはリサイクルプラザ(寿)で選別・圧縮・梱包したのち資源化しています。

なお、平成 25 年 4 月(本稼働は 7 月)からは、分別収集した生ごみを処理する「生ごみバイオガス化施設」(発電施設)が稼働します。同施設は PFI 法に基づく BT0 (Build Transfer Operate : 民設民営) 方式により、施設の整備・運営を行っていきます。本市における中間処理施設の概要は表 6 のとおりです。

表 6 中間処理施設の概要

施設名称	処理する廃棄物	規模	竣工年月
寿クリーンセンター ごみ焼却施設	燃やすごみ	160 t / 日 (80t/24h × 2炉)	平成10年3月
寿クリーンセンター リサイクルプラザ	びん・缶・ペットボトル	18.5 t / 日 (18.5t/5h × 1基)	平成12年3月
寿クリーンセンター 生ごみバイオガス化施設	生ごみ	65 t / 日 (メタン発酵方式)	平成25年6月 (予定)
鳥越クリーンセンター ごみ焼却施設	燃やすごみ	150 t / 日 (75t/24h × 2炉)	昭和61年3月
鳥越クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	不燃・粗大ごみ	50 t / 日 (50t/5h × 1基)	平成7年3月
栃尾クリーンセンター ごみ焼却施設	燃やすごみ	40 t / 日 (40t/16h × 1炉)	平成3年3月
栃尾クリーンセンター 繊維くず焼却施設	繊維類	12 t / 日 (12t/8h × 1炉)	平成9年12月

(5) 最終処分の概要

市内には4か所(柿、鳥越、栃尾、小国)の最終処分場があり、焼却灰及び不燃残渣等を埋立処分しています。本市における最終処分場の概要は表7のとおりです。

表 7 最終処分場の概要

施設名称	処分する廃棄物	埋立容量	竣工年月
柿最終処分場	焼却灰	120,000 m ³	平成9年3月
鳥越最終処分場	焼却灰、不燃残渣	229,000 m ³	昭和62年3月
栃尾最終処分場	焼却灰、不燃残渣	15,657 m ³	平成17年3月
小国最終処分場	焼却灰、不燃残渣	38,350 m ³	平成5年3月

2 ごみ処理の課題

(1) 発生及び排出抑制・資源化に関する課題

市民生活や事業者の活動に伴って排出される廃棄物をできるだけ少なくする取り組みを進める必要があります。

燃やすごみの中に混入している紙類やプラスチック容器包装材等の分別と資源化の徹底を図る必要があります。

燃やすごみ、燃やさないごみとして排出されている衣類や食器類、小型家電などリユース（再使用）やりサイクル（再資源化）が可能なものの資源化をさらに進めていく必要があります。

平成 25 年度に始まる生ごみバイオガス化事業は、新たなリサイクルの取り組みとして、市民と事業者の協力を得て円滑に実施していく必要があります。

事業系の燃やすごみの多くは紙類や食品廃棄物であることから、事業所から排出される古紙と生ごみの減量化・資源化を推進する必要があります。



(2) 中間処理に関する課題

ごみ焼却施設の基幹的整備及び施設更新の検討

寿クリーンセンターごみ焼却施設は稼働後 15 年、鳥越クリーンセンターごみ焼却施設は 27 年、栃尾クリーンセンターごみ焼却施設は 22 年、栃尾クリーンセンター繊維くず焼却施設は 16 年経過しています。これらの既存施設は、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加え、一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。

また、ごみ搬入量に適した処理能力と稼働率を検証するとともに、地域性を考慮し、施設の統廃合を含めた各施設の有効活用や、施設更新も踏まえた新たな施設整備計画を検討する必要があります。

資源化施設等の基幹的整備及び施設更新の検討

鳥越クリーンセンター粗大ごみ処理施設は稼働後 18 年、寿クリーンセンターリサイクルプラザは 13 年経過しています。これらの既存施設は、毎年の計画的補修と予防保全など適切な維持管理に加え、一定年数ごとの基幹的整備を実施していく必要があります。

また、施設更新も踏まえた新たな施設整備計画を検討する必要があります。

施設整備に係る財政措置の活用

施設の整備にあたっては、循環型社会形成推進交付金制度を活用するなど、財政負担の軽減を図る必要があります。

(3) 最終処分に関する課題

市内には 4 か所（柿、鳥越、栃尾、小国）の最終処分場があり、これらの延命化を講じるとともに、施設の適正管理を図って行く必要があります。

埋立地の残余容量が少なくなっているため、今後、将来に向けて必要となる最終処分場の整備について継続的に確保するよう努め、コスト削減を考慮した施設整備を検討する必要があります。

1 ごみ処理の基本方針

本計画の基本理念は、本市の総合計画に沿って、環境にやさしい循環型のまちづくりを進めることです。これを実現するため、ごみ処理における3つの基本方針を定めます。

ごみ処理における基本方針

3 Rの推進

市民・事業者・行政の役割分担の明確化

適正処理・処分の推進

(1) 3 Rの推進

3 R (リデュース<Reduce: 発生抑制>、リユース<Reuse: 再使用>、リサイクル<Recycle: 再生利用>)を徹底し、廃棄物の発生抑制・減量化・資源化の推進を図ります。

ア 発生抑制 (リデュース: Reduce)

マイバッグ、マイボトルの持参や簡易包装の普及・推奨など、市民と事業者に積極的な情報提供や働きかけを行い、ごみの発生抑制 (リデュース) の取り組みを拡大していきます。

イ 再使用 (リユース: Reuse)

「もったいない」という気持ちで「まだ使えないか」、「何かに利用できないか」などの考えで、リユースびんや古着などの拠点回収やフリーマーケット、リサイクルショップの利用などによる、再使用 (リユース) の取り組みを拡大していきます。

ウ 再生利用 (リサイクル: Recycle)

従来からの資源物に加え、小型家電など新たに資源化が可能で、資源化が期待されるものを、拠点回収やピックアップ等の方法で効率的、経済的に収集し、さ

らなる再生利用（リサイクル）を推進していきます。

（２） 市民・事業者・行政の役割分担の明確化

ごみに関する市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、三者が協働して環境にやさしい循環型社会の実現を実践していく必要があります。

三者は、それぞれの果たすべき役割と責務を踏まえ、相互に連携しながら、主体的に取り組みを進めるものとします。

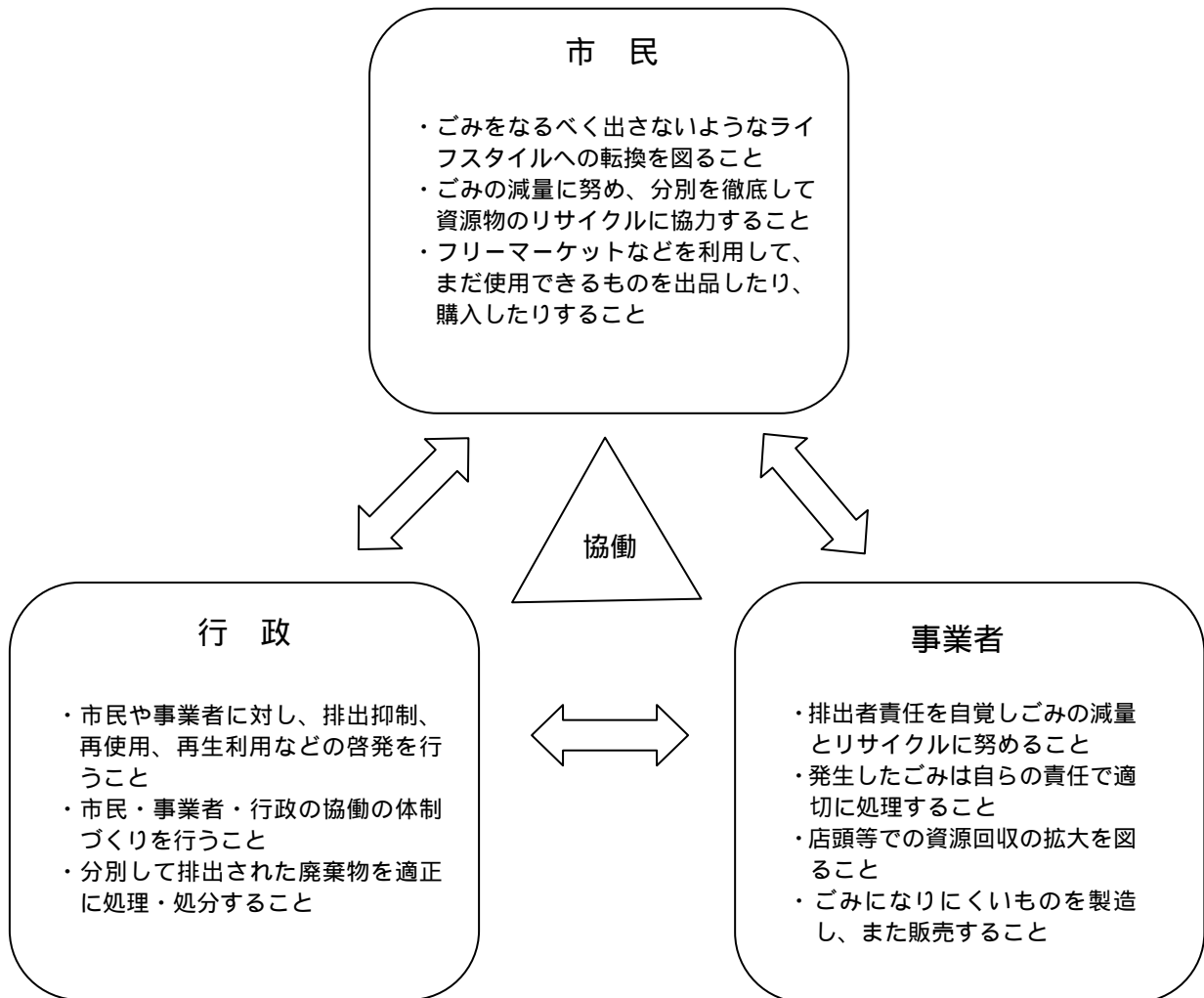


図 6 三者の役割

(3) 適正な処理・処分の推進

排出抑制や再使用の推進などの方策を図っても発生するごみについては、適正に処理・処分を行います。

ア 焼却処理・バイオガス化利用

燃やすごみは、ごみ焼却施設で適正に焼却処理し、サーマルリサイクル(廃棄物から熱エネルギーを回収し利用すること)を行います。また、温室効果ガス削減のため、燃やすごみの焼却は極力減らし、低炭素社会への実現に向けて取り組んでいくものとします。

なお、平成 25 年度から生ごみバイオガス化施設(発電施設)が稼働することに伴い、CO₂の発生抑制という観点では、自然環境への負荷削減に大きく寄与するものとなります。

イ 破碎・選別処理

燃やさないごみ・粗大ごみや資源物は、粗大ごみ処理施設や資源化施設等で適正に破碎・選別処理し、可能な限り資源化率の向上に努めます。

ウ 最終処分

焼却灰や焼却残渣、あるいは粗大ごみ処理施設や資源化施設等で中間処理後の資源にならない破碎選別不燃物は、最終処分場で適正に埋立処分を行います。

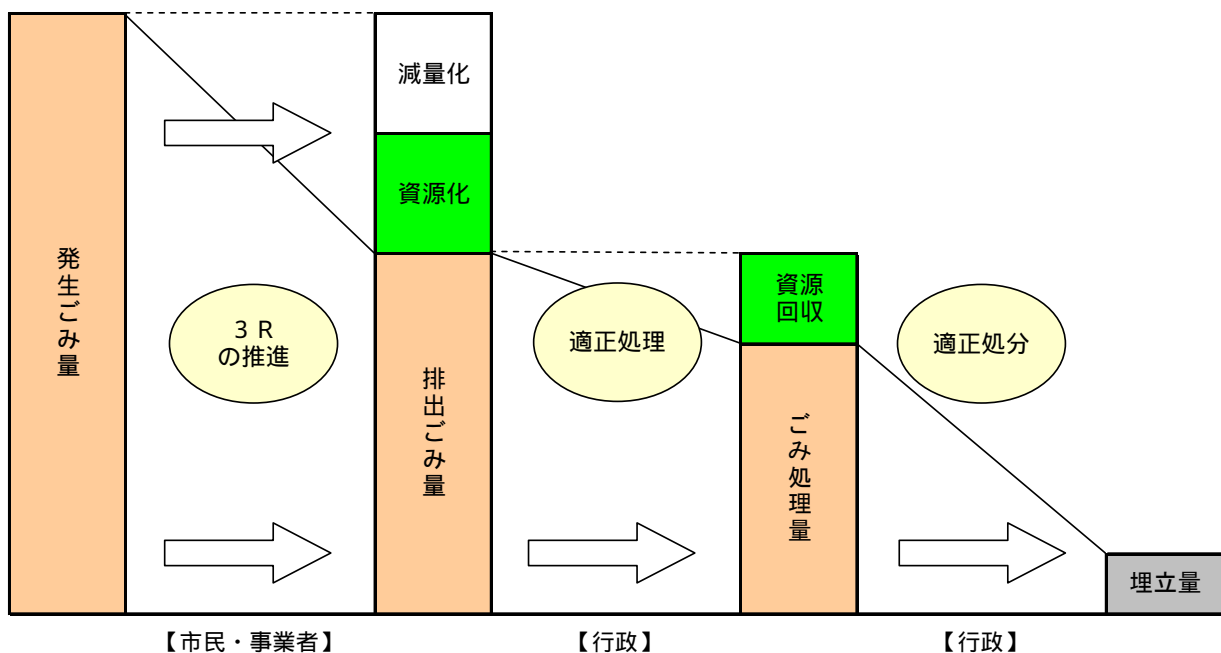


図 7 適正処理のイメージ図

2 施策の基本フレーム

基本理念、基本方針に沿った、各施策の基本フレームは以下のとおりです。

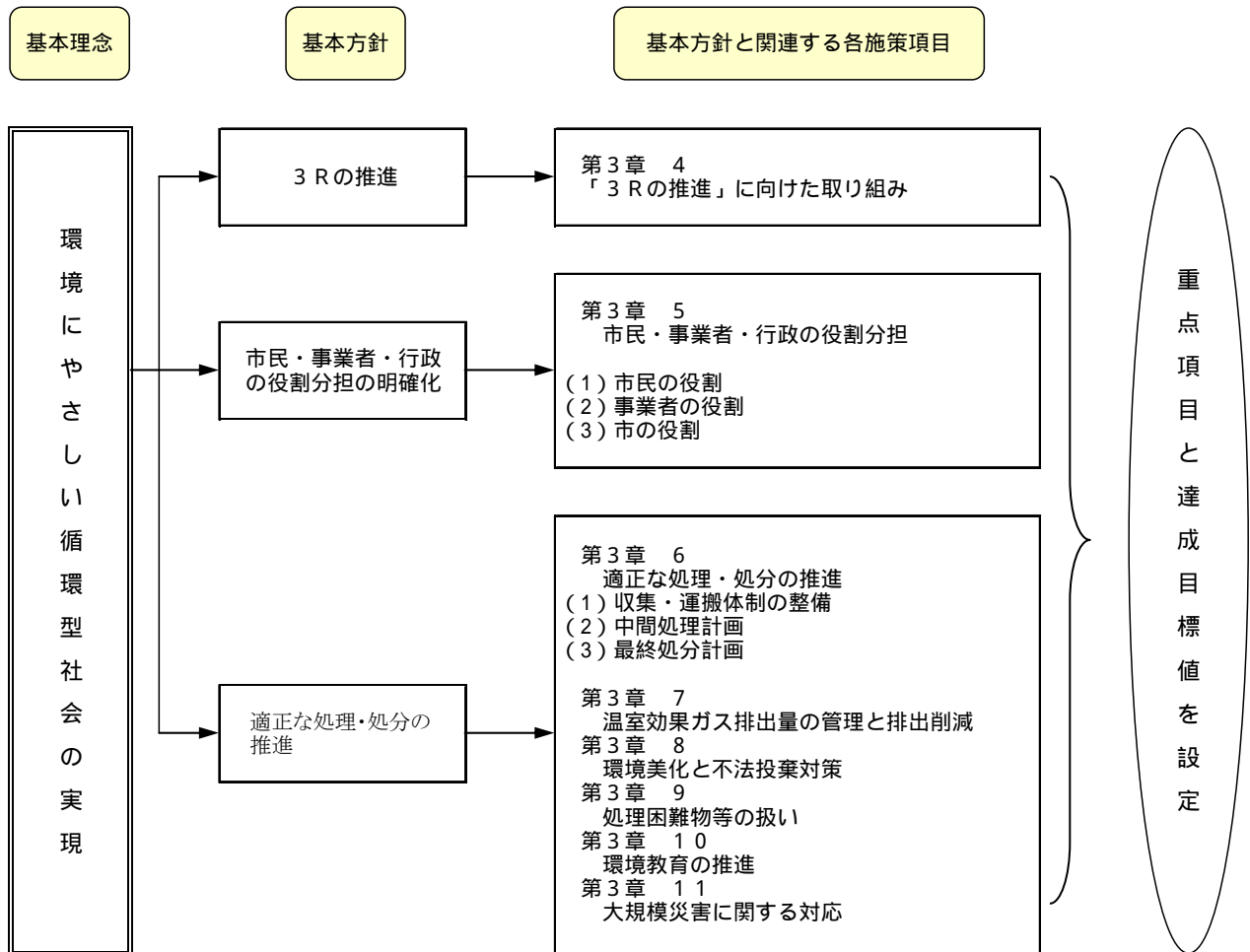


図 8 施策の基本フレーム

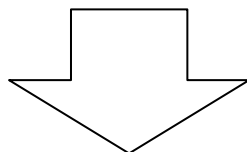
3 重点項目と達成目標

本計画の実施にあたっては、重点項目と減量化及びリサイクル率の数値目標を設定し、着実な達成を目指します。

なお、計画目標年度までの総排出量、市民1人1日当たりの排出量、資源物の内訳及びリサイクル率の推計は図9～図11のとおりです。

重点項目

- 1 生ごみバイオガス化によるごみの資源化と有効活用
- 2 資源物の品目拡大と分別徹底による資源化の更なる推進
- 3 事業系ごみの減量とリサイクルの一層の促進
- 4 中間処理段階におけるごみの資源化の推進



達成目標

平成34年度までに達成を目指す目標値

総排出量 95,000 t / 年	→	83,700 t / 年 (12%の減量)
市民1人1日当たり 920 g	→	880 g (40 g / 人・日の減量)
リサイクル率 24%	→	31% (7ポイントの向上)

()内は基準年 平成23年度との対比

達成目標の詳細は資料編「3 排出目標算定値の考え方」を参照

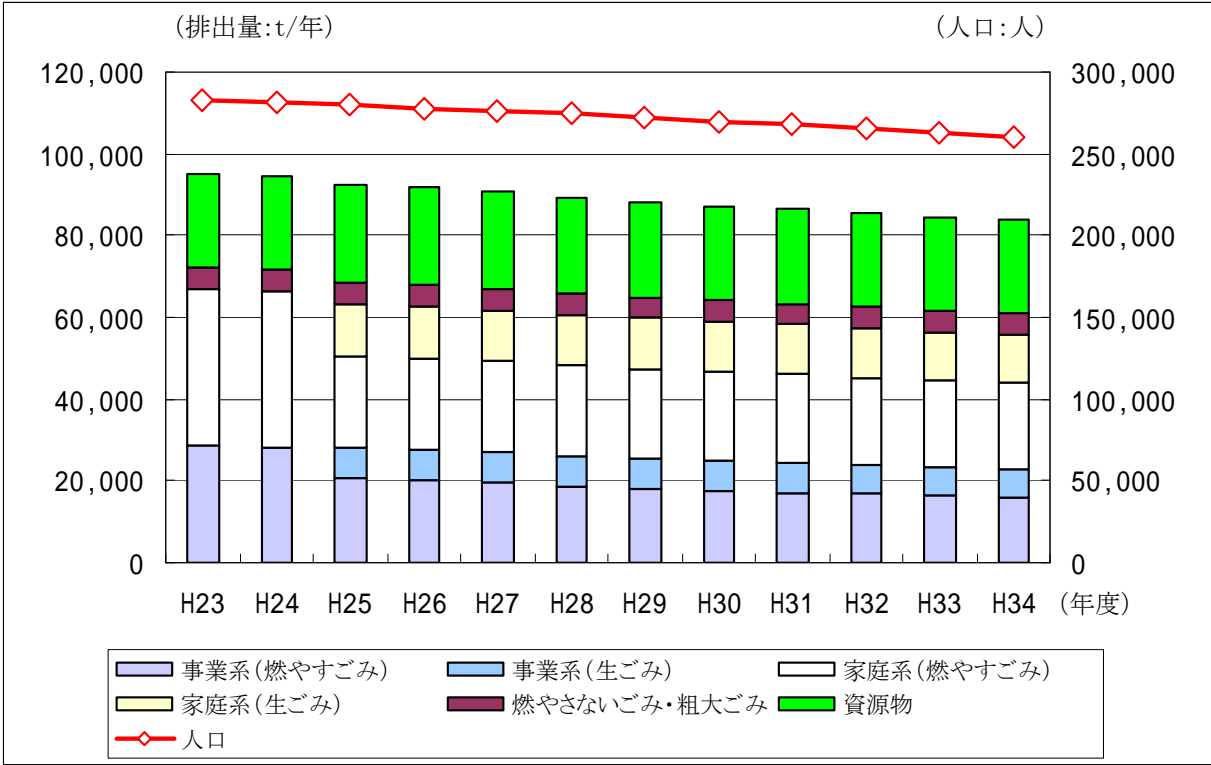


図 9 ごみ排出量及び人口の推計

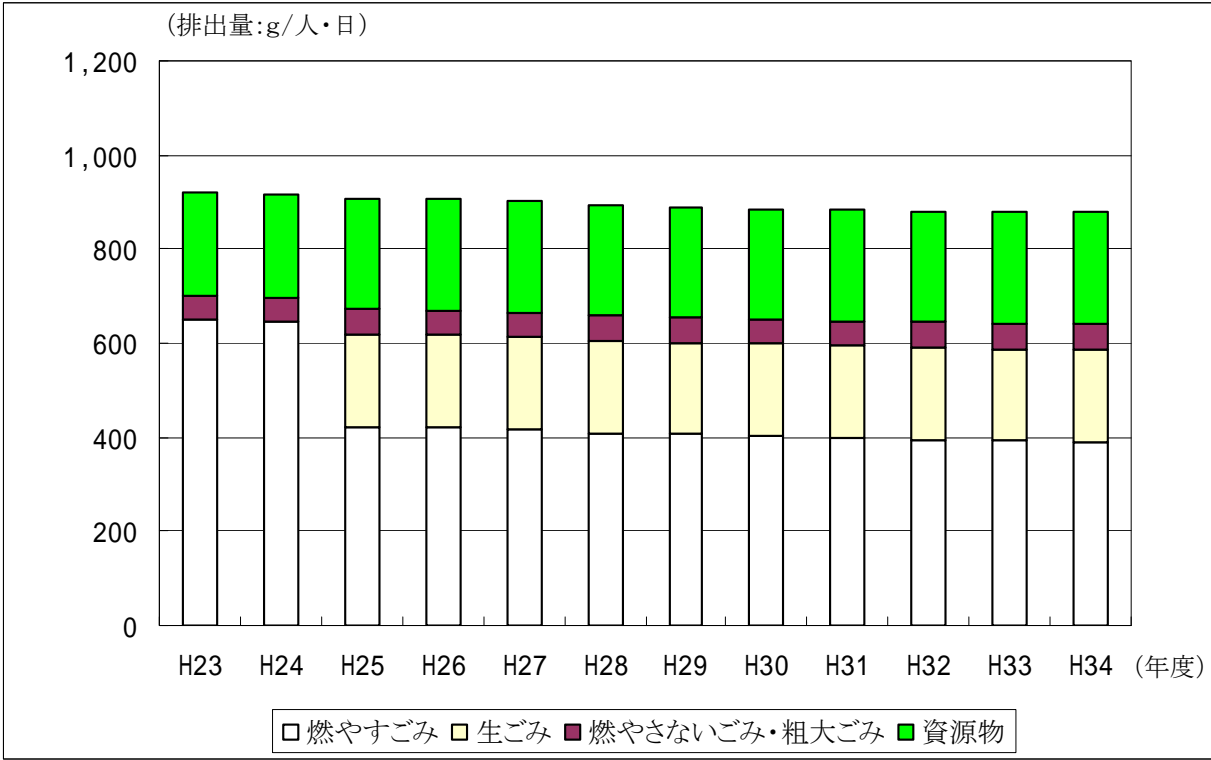


図 10 市民1人1日当たりごみ排出量の推計

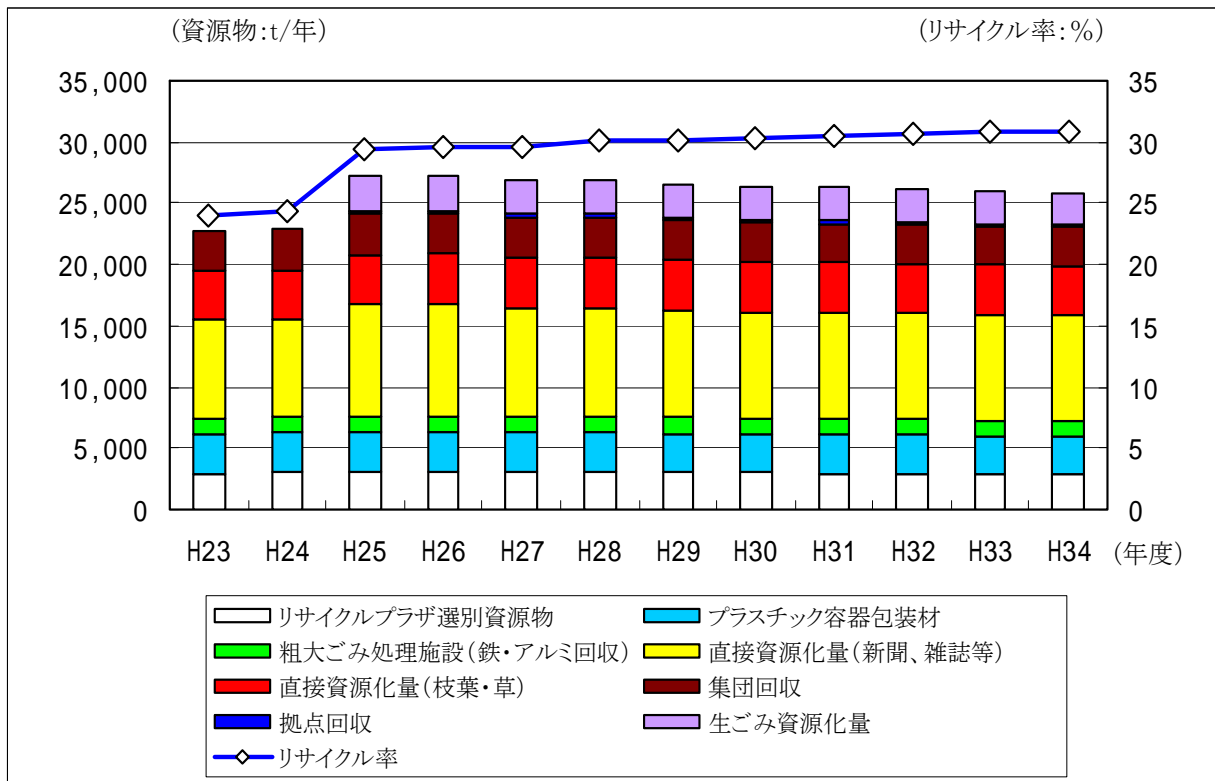


図 11 資源物の内訳及びリサイクル率の推計

4 「3Rの推進」に向けた取り組み

ごみの発生及び排出を抑制し、適切にリユース・リサイクルを推進していくことは、今日のごみ処理において、最も重要な事項であり、これを確実に実行していくことが資源循環型社会の構築に向けて必要不可欠な条件です。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国においては、資源として再生利用できる廃棄物を「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図っていく必要があります。

本市では、本計画の基本方針に示した発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の優先順位に基づき、市民・事業者・行政の三者が一体となって取り組むことにより、ごみの発生及び排出抑制・資源化施策を推進します。

資源循環型社会に合ったライフスタイルへの移行
適正な分別排出の徹底
再利用・再生利用の推進(リサイクル率の向上)



5 市民・事業者・行政の役割分担

ごみの発生及び排出抑制・資源化を図り、循環型のまちづくりを進めるため、市民・事業者・行政のそれぞれが、自らの役割を理解したうえ、積極的かつ、主体的に取り組むこととします。

(1) 市民の役割

市民は、「もったいない」気持ちで自らのライフスタイルを見直し、ごみの発生及び排出量を減らし、再使用、再生利用に努めましょう。また、ごみ問題への関心・理解を深め、循環型社会のまちづくりに進んで参加・協力しましょう。

ア 品物を買うとき

簡易な包装の品物を選ぶ。(包装を簡易にするよう販売店に求める。)

繰り返し使えるもの、耐久性に優れたものを選ぶ。

マイバッグ(買い物袋)を持参する。(できるだけレジ袋をもらわない。)

できるだけリサイクル商品などグリーン購入対応商品を選択する。

環境に配慮した活動をしている「ごみ減量・リサイクル協力店」等を利用する。

イ 不要なものが出たとき

「もったいない」「まだ使えないか」「何かに利用できないか」もう一度考える。

町内会や子ども会の集団回収や市の拠点回収に協力する。

民間のリサイクル事業を活用する。(店頭回収、フリーマーケット等)

分け方・出し方のルールを守って排出する。(「混ぜればごみ、分ければ資源」)

- ・紙ごみの分別(再資源化)の徹底
 - ・プラスチック容器包装材の洗浄、再資源化の徹底
- 生ごみは水分をよく切り分別する。(衛生的な保管・排出・収集、かさと重量の減)
- 枝葉・草は、できるだけ身近な大地に還す。

(2) 事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法に基づき、事業活動によって発生したごみを自らの責任で適正に処理するだけでなく、徹底した分別とリサイクルに努め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加・協力しましょう。

ア 製造・販売するとき

ごみになりにくい、リサイクルや処分がしやすい商品を製造・販売する。

繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品等の開発・生産・販売に努める。

包装や梱包の簡素化に努める。

原材料にはできるだけリサイクル資源を利用する。

イ 廃棄物を排出するとき

廃棄物は、自らの責任で適正に処理する。

ごみの減量と資源のリサイクルに努める。

市有施設に持ち込む場合は、排出・受け入れ基準を遵守する。

ごみステーションに出す場合は、市の分け方・出し方を遵守する。

ウ 廃棄物問題への取り組み

事業者としてごみ処理に関する責務を十分理解し、自らの責任においてごみの減量リサイクルに努めるとともに、適正な処理・処分を行う。

法令を遵守するとともに、法令に基づく適正な負担と役割を担う。

(3) 市の役割

市は、市民や事業者のごみの発生及び排出抑制、再使用、再生利用に向けた活動が円滑に行われるよう、循環型社会形成に向けた仕組みづくりに積極的に取り組みます。

ア ごみの発生・排出抑制の推進

市民、事業者、市の協働体制をつくる。

市民、事業者に対する情報提供や啓発活動を強化する。

生ごみの分別収集などへの取り組みについて、市民から協力を得られるよう支援体制を強化する。

○ ごみの減量やリサイクルに取り組む市民の活動を支援する。

拠点回収やリサイクル品の修理販売などの拡充を検討する。

新たな資源回収の方法やリサイクル方法などを整備し、資源化を推進する。

多量にごみを排出する事業所に対する指導や情報提供を強化する。

国・県に対し、一層わかりやすく合理的な循環型社会の構築を要請する。

イ 適正なごみの処理・処分

ごみ関連施設を計画的かつ適正に運営管理していく。

適正なごみの処理・処分の実施と計画的な施設の整備を進める。

中間処理施設や最終処分場の環境保全と周辺環境整備に努める。

資源化技術に関する先進技術の研究を進める。

ウ 排出者としての取り組み

市役所自らごみの減量やリサイクルに率先して取り組みます。

商品を購入する前に、価格や品質だけでなく、環境負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入するグリーン購入を進めるほか、学校給食や保育所から発生する調理残さ等のリサイクルを進め、市役所全体のごみの減量とリサイクルの推進を図ります。

エ 環境教育・啓発活動

市は市民とともにごみを出さない「循環型社会」を構築するため、「ごみ情報誌」の発行や「市政だより」への掲載、ごみの説明会、関連施設等の見学会を開催するなど、多様な啓発活動、環境教育を行います。

6 適正な処理・処分の推進

(1) 収集・運搬体制の整備

排出される廃棄物を円滑かつ確実に収集・運搬するため、現在の収集体制を安定的に維持するとともに、資源物の拡大や排出状況の変化に応じた、効率的な収集・運搬体制の検討を進めます。



(2) 中間処理計画

排出された廃棄物からできる限り金属類やガラスなどの資源物を回収するとともに、生ごみの資源化と有効利用を図ることにより、最終処分量を極力削減します。
また、焼却に伴う熱エネルギーの回収、ダイオキシン類等の排出抑制対策をはじめとした環境負荷の軽減を図るとともに、衛生的な処理も行っています。

ア 中間処理の方針

生ごみバイオガス発電によるエネルギーの有効利用と低炭素社会の推進
現有施設の延命化及びサーマルリサイクルの推進
新たな中間処理施設の整備計画を検討
ごみ処理広域支援体制の構築
中間処理段階での資源化の推進

イ 具体的な取り組み

平成 25 年度に稼働する生ごみバイオガス化施設で発電した電力を有効利用するとともに低炭素化社会の構築を目指します。
地域内におけるごみの減量・リサイクルの活動を支援するとともに、施設の運営にあたり環境負荷の少ない製品を導入し、省資源・省エネルギー施策を推進します。

ごみ焼却施設の適正な維持管理を行い、サーマルリサイクルを継続して推進します。

ごみの発生及び排出抑制・資源化の促進、省エネ設備の導入などにより、ごみ処理施設から発生する温室効果ガスを削減します。

ごみ焼却施設や資源化施設等の基幹的整備を実施することにより、施設の延命化を図ります。

循環型社会形成推進交付金制度を活用し、既存施設の更新とともに、新たな施設整備計画を検討します。

中間処理施設改修時等を機に周辺自治体間で相互支援を行うことにより、ごみ処理広域支援体制の構築を推進します。

中間処理段階において、適正な処理及び資源物の選別を行い、最終処分量の減量化に努めます。

(3) 最終処分計画

ごみの発生及び排出抑制、中間処理、資源化・有効利用等の方策を講じた後、やむを得ず処分する必要があるものは、適切な施設のもとで安定化・無害化します。

今後も引き続き処理・処分の体制を維持し、最終処分場の延命化を図るとともに、新たな施設整備についても検討します。

ア 最終処分の方針

最終処分場の延命化と適正な維持管理を推進する

新たな最終処分場の整備を進める

イ 具体的な取り組み

最終処分量の減量化を積極的に行うことに加え、埋立地の残余容量や法令等に定める測定調査を定期的を実施することにより、最終処分場の延命化と適正な維持管理を推進します。

柿最終処分場や鳥越最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、循環型社会形成推進交付金制度を活用した新たな施設整備計画を策定します。

7 温室効果ガス排出量の管理と排出削減

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市町村は自ら排出する温室効果ガスを排出抑制するための施策を実施するとともに、排出削減のための実行計画を策定するものとされています。

環境省では、温室効果ガスの排出抑制対策の具体的政策として廃棄物分野をあげており、日本の温室効果ガス総排出量に対する廃棄物分野の占める割合は、平成 22 年度実績で 2.3%となっています。

こうしたことから、本計画においては、各クリーンセンターにおける温室効果ガスを管理し、焼却によるエネルギーを有効利用することで化石燃料の消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行うものとします。

8 環境美化と不法投棄対策

「長岡市生活環境の保全及び美化に関する条例（平成 16 年 10 月施行）」の積極的な活用を図り、クリーン作戦の実施や環境美化推進員の活動など、市民参加と協働の取り組みを展開することにより、地域の環境美化を推進します。

併せて、町内会等との合同パトロールや、民間警備会社によるパトロールを実施し、不法投棄防止に向けた監視体制を強化するとともに、町内会等と協働で不法投棄物を回収するなど、不法投棄に対する市民意識の向上と、不法投棄をさせない許さない環境づくりの醸成を図ります。

9 処理困難物等の扱い

自動車のタイヤ、バッテリー、消火器、塗料、農薬等は、市では処理できない処理困難物として指定されていますが、依然として、ごみステーションに排出されています。これらは、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であるため、今後も一層、市の広報等を通して周知徹底を図ります。

1 0 環境教育の推進



将来世代を担う子供達を対象に、地域における環境学習や環境保全活動を行います。

また、家庭から出たごみがどのように処理・処分されるか、この間の工程を理解していただくために、施設見学会や出前講座の充実を図ります。

現在、クリーンセンターの見学者実績は表8に示すとおりです。平成25年度に稼動する生ごみバイオガス化施設を活用した環境教育の啓発・普及を推進します。

表 8 クリーンセンターの見学者実績

	寿クリーンセンター		鳥越クリーンセンター		合 計		うち学校関係	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
H21年度	58	2,174	17	668	75	2,842	57	2,670
H22年度	55	2,168	18	809	73	2,977	58	2,733
H23年度	49	2,051	14	695	63	2,746	52	2,406

1 1 大規模災害に関する対応

震災や水害などにより多量の廃棄物が発生した場合や、一般廃棄物処理施設が運転停止し、ごみを処理できないような大規模災害が発生した場合には、「長岡市地域防災計画」(平成18年度策定)に基づき、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、本市は関係機関と連携し、被災地及び避難所におけるごみ、がれき等の廃棄物を適正に処理します。

1 2 計画の進行管理

本計画の進行状況は、年度ごとに長岡市廃棄物減量等推進審議会に報告し、必要に応じた対応を協議しながら、着実な実施を目指します。

◀ 減量及びリサイクル推進に関する主な施策の概要 ▶

主 な 取 組		取組の具体的な内容
啓発事業等	ごみ減量とリサイクル推進の啓発	市民と事業者が取り組む、ごみ減量・リサイクル推進の効果や重要性の啓発に努める。また、事業系ごみの減量化を推進するため、ごみに関する事業者の責任や減量・リサイクルの方法等について周知を図る。
	「ごみ情報誌」等の発行	「ごみ情報誌」のほか各種情報誌をタイムリーに発行し、ごみ処理の現状や長岡市のごみ減量・リサイクルの取り組み、ごみ出しルール等の周知啓発を図る。
	環境教育の推進	平成25年度に稼動する生ごみバイオガス化施設を活用した「施設見学」や「出前講座」などにより環境教育の充実を図る。
	処理困難物の扱い	処理困難物等は、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であり、今後も一層、市の広報等を通して周知徹底を図る。
減量推進事業	排出段階、中間処理段階における減量化の推進	簡易包装製品の普及や購入の推奨、リサイクルショップやフリーマーケット活用の促進などを図り、排出段階でのごみの減量化を推進するとともに、中間処理段階での減量化に努める。
	生ごみの水切りの励行	生ごみの水分をできるだけ減らすよう取り組みを進める。
	枝葉・草の自家処理励行	枝葉・草の扱いは、身近な大地への還元を励行する。
	マイバッグ運動等の推進	レジ袋や紙袋の排出を抑制するため、マイバッグ運動の普及を図る。併せてマイボトル運動等の普及を図る。
リサイクル事業	生ごみバイオガス化事業による資源の有効活用	生ごみの分別の徹底を推進し、バイオガス発電によるエネルギーの有効利用と資源の有効活用を図る。
	資源物の拠点回収や集団回収事業の拡大	燃やすごみや燃やさないごみに混入している古着や食器類など資源物の分別徹底と拠点回収や集団回収の拡大を図り一層の資源化を推進する。
	事業系紙ごみの減量化と資源化の推進	事業所の古紙の搬入制限の強化や生ごみの分別排出徹底を図り、事業系燃やすごみに多く含まれる紙類や食品廃棄物の減量化と資源化を推進する。
	民間のリサイクル事業の普及・活用の推進	「ごみ減量・リサイクル協力店」等の増加や積極的な活用を促し、官民一体となったリサイクルの推進を図る。
処理・処分施設の延命化、CO ₂ 削減対策と次期整備計画の検討	温室効果ガスの排出削減	各クリーンセンターにおける温室効果ガスを管理し、焼却によるエネルギーを有効利用することで化石燃料の消費を抑制し、温室効果ガスの排出削減を行う。
	中間処理施設の整備等検討	現有焼却施設及び資源化施設等の基幹的整備を推進する。
		老朽化した焼却施設及び破砕・選別施設の更新も踏まえ、新たな施設整備計画を検討する。
最終処分場の整備等検討	現有最終処分場の延命化とともに次期処分場の整備計画を推進する。	
環境美化と不法投棄対策	クリーン作戦等の実施	クリーン作戦や環境美化推進員の活動などを通じて市民協働で地域の環境美化を推進する。
	監視体制等の強化	町内会等と協働のパトロールなど監視体制を強化するとともに不法投棄に対する市民意識の向上を図る。
災害対策	大規模災害に関する対応	大規模災害が発生した場合、被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、事前に地域防災計画の周知を徹底する。

資料編

1	関係法令の概要	30
2	将来人口及びごみ排出量の推計手法	31
3	排出目標算定値の考え方	32
4	将来における処理フロー	35
5	最終処分場の残余容量	38
6	将来人口及び世帯数の動向	39
7	事業所数及び従業員数の実績	40

1 関係法令の概要

本計画に関する法令の概要は表9のとおりです。

表9 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度	概要
環境基本法	平成5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに、基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和45年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	平成3年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成7年度	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成10年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されることになった。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成12年度	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成12年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成14年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)	平成24年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成12年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

2 将来人口及びごみ排出量の推計手法

将来人口及びごみ量の推計は実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線にあてはめる数学的手法(トレンド法)を用います。トレンド法に用いる推計式は、「ごみ処理施設構造指針解説」(厚生省水道環境部監修)に示される式を基本として以下の6推計式を使用します。式の採用にあたっては、本市の状況及び上位計画等を踏まえ、最も適切と思われるものを採用します。

ア 直線式	$Y = aX + b$
イ 二次曲線式	$Y = a_1X + a_2X^2 + b$
ウ 指数式	$Y = a b^x$
エ 対数式	$Y = a \log_e X + b$
オ ロジスティック式	$Y = k \div (1 + a \times e^{-bx})$
カ べき乗式	$Y = aX^b$

計画ごみ量の設定は、現状維持で推移した場合をベースに、次ページに示す減量化・資源化の施策を反映させた場合を見込んで採用します。

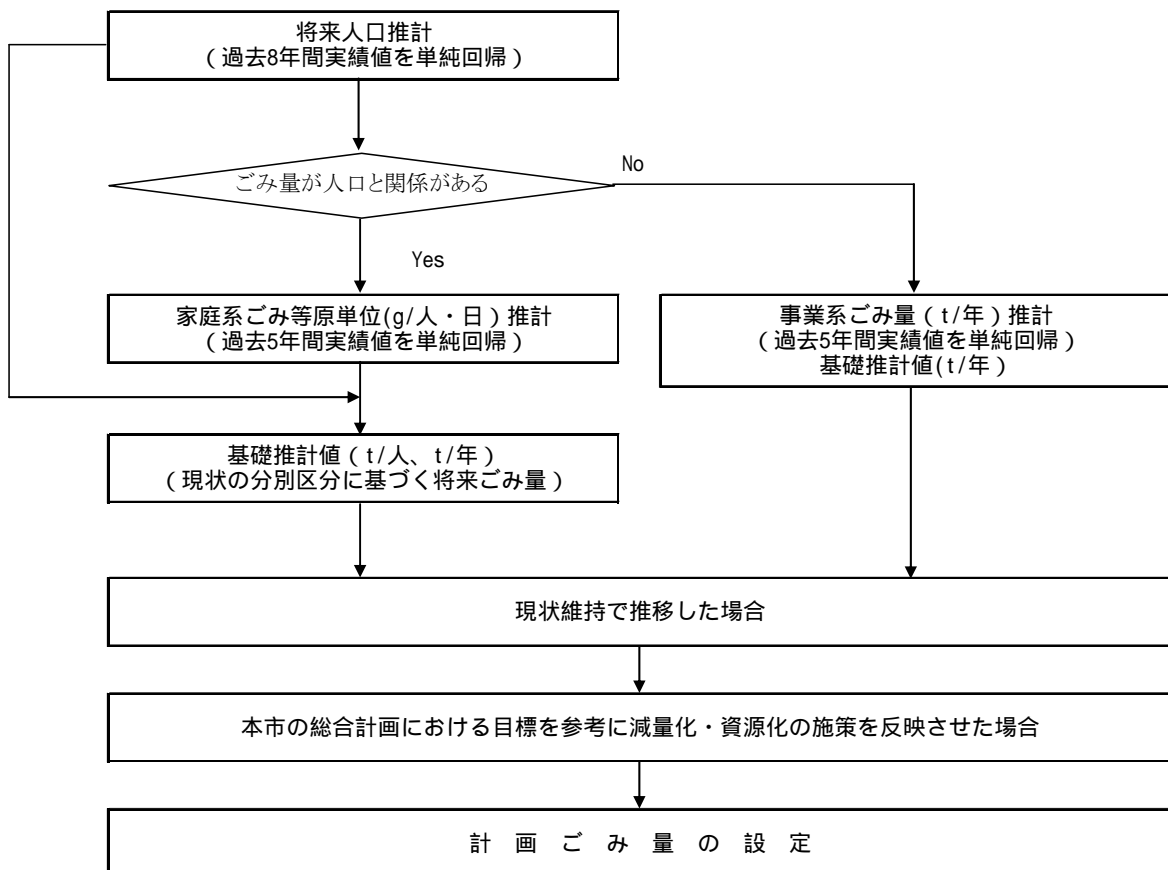


図 12 将来人口及びごみ量推定フロー

3 排出目標算定値の考え方

(18 ページ 「第3章 3 重点項目と達成目標」関連)

本市の総合計画に掲げる目標を勘案しながら、本計画では更なる減量化・資源化を行い、循環型社会の構築に取り組んでいくものとします。

表 10 施策内容と数値目標値の設定

減量化・資源化策の内容	数値目標等の設定	平成27年度	平成30年度	平成34年度
		上段：現状推移の場合(単位:t/年)		
		下段：施策実施の場合(同)		
1 生ごみバイオガス化事業に伴う生ごみ回収量 (平成25年度より実施)	平成25年度の生ごみ回収量20,100tをベースに、各年度可燃ごみ推計量に対応して設定する。(事業系も含む)	0	0	0
		19,772	19,312	18,710
2 拠点回収の強化 (平成25年度より実施)	現状(H24年度見込み)より50%アップを設定する。	160	160	160
		242	242	242
3 分別の徹底による資源化の向上 (平成25年度より実施)	県内自治体の実績から判断して、家庭系燃やすごみに混入している新聞・雑誌等を15g~27g相当に設定する。	5,946	5,519	5,063
		7,654	7,490	7,632
4 厨芥類の水切り励行 (平成25年度より実施)	各年度家庭系燃やすごみ予測値の40%が厨芥類とし、そのうち80%が水分と推定。水分の5%相当を減少できるものと設定する。	0	0	0
		-361	-354	-343
5 事業系可燃ごみ(直接搬入分)の排出抑制 (平成25年度より実施)	自己処理を推進することから、段階的に5%~30%相当を減量設定する。	1,665	1,665	1,665
		1,332	1,332	1,166
6 事業系可燃ごみ(許可分)の排出抑制 (平成27年度より実施)	自己処理を推進することから、段階的に1%~15%相当を減量設定する。	18,468	17,994	17,531
		18,283	16,375	14,901

以上、減量化・資源化の施策を実施した場合の推計結果及び中間処理内訳を表 11 及び表 12 に示します。

表 11 ごみ排出量の実績値と推計結果（減量化・資源化策を反映した場合）

項目	単位	実績値											推計値													
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	
行政区域内人口（計画収集人口）	人	282,858	281,321	279,687	277,960	276,141	274,228	272,223	270,124	267,933	265,650	263,273	260,803													
家庭系ごみ	燃やすごみ	38,158	37,949	22,691	22,550	22,405	22,244	22,086	21,911	21,732	21,544	21,350	21,149													
	計画収集	38,015	37,810	22,556	22,419	22,274	22,116	21,958	21,787	21,612	21,424	21,230	21,032													
	直接搬入	143	139	135	131	131	128	128	124	120	120	120	117													
	生ごみ回収量	0	0	12,623	12,545	12,463	12,377	12,286	12,191	12,093	11,989	11,882	11,771													
	燃やさないごみ	4,338	4,314	4,285	4,260	4,234	4,205	4,172	4,143	4,110	4,069	4,037	4,000													
	計画収集	4,184	4,161	4,135	4,110	4,084	4,055	4,026	3,997	3,964	3,927	3,895	3,858													
	直接搬入	154	153	150	150	150	150	146	146	146	142	142	142													
	粗大ごみ	949	956	964	967	971	971	971	971	971	971	968	960	960												
	計画収集	750	770	781	788	796	799	803	803	807	807	803	803													
	直接搬入	199	186	183	179	175	172	168	168	164	161	157	157													
	資源物	19,321	19,096	20,388	20,369	20,133	20,100	19,863	19,728	19,684	19,640	19,495	19,444													
	びん・缶・ペットボトル	3,840	3,818	3,796	3,774	3,749	3,723	3,694	3,668	3,635	3,606	3,573	3,541													
	プラスチック容器包装材	3,456	3,438	3,416	3,398	3,376	3,351	3,325	3,300	3,274	3,245	3,216	3,186													
	枝葉・草	3,972	4,059	4,114	4,146	4,161	4,161	4,154	4,135	4,110	4,084	4,052	4,019													
	新聞	1,833	1,759	2,456	2,500	2,442	2,493	2,442	2,446	2,500	2,555	2,559	2,613													
	雑誌・チラシ	4,917	4,756	5,369	5,336	5,212	5,201	5,095	5,044	5,048	5,052	5,011	5,019													
	段ボール	1,295	1,259	1,230	1,208	1,186	1,164	1,146	1,128	1,110	1,091	1,077	1,059													
	廃食用油	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7													
	有害危険物	60	62	62	62	62	62	58	58	58	58	58	58													
	廃乾電池	43	44	44	44	44	44	40	40	40	40	40	40													
蛍光管	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18														
家庭系ごみ計		62,826	62,377	61,013	60,753	60,268	59,959	59,436	59,002	58,648	58,268	57,782	57,382													
集団回収	新聞	t / 年	1,142	1,135	1,132	1,124	1,117	1,110	1,099	1,091	1,084	1,073	1,062	1,055												
	雑誌・チラシ	1,644	1,635	1,624	1,613	1,602	1,591	1,580	1,570	1,555	1,544	1,529	1,515													
	段ボール	363	423	434	438	438	438	438	434	431	427	423	420													
	金属類	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11													
	びん	129	128	128	124	124	124	124	120	120	120	120	117													
	古繊維	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
	合計	3,290	3,332	3,329	3,310	3,292	3,274	3,252	3,226	3,201	3,175	3,145	3,118													
拠点回収	リユースびん	3	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8													
	古着	37	73	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110													
	食器類	29	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60													
	小型家電	14	30	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45													
	靴	0	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8													
	かばん・ベルト	0	5	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8													
	ミックスペーパー	0	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3													
合計	83	160	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242														
事業系ごみ	燃やすごみ	28,868	28,404	20,474	20,165	19,615	18,709	18,198	17,707	17,230	16,770	16,238	16,067													
	許可	27,203	26,739	18,892	18,666	18,283	17,377	16,866	16,375	15,898	15,438	14,989	14,901													
	直接搬入	1,665	1,665	1,582	1,499	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,249	1,166													
	生ごみ回収量	0	0	7,477	7,387	7,309	7,240	7,178	7,121	7,070	7,022	6,979	6,939													
事業系ごみ計	28,868	28,404	27,951	27,552	26,924	25,949	25,376	24,828	24,300	23,792	23,217	23,006														
ごみ量合計	95,067	94,273	92,535	91,857	90,726	89,424	88,306	87,298	86,391	85,477	84,386	83,748														
市民1人1日当たり排出量	g/人・日	920.81	918.10	906.44	905.39	900.14	893.41	888.74	885.42	883.38	881.55	878.16	879.77													

表 12 中間処理の内訳（減量化・資源化策を反映した場合）

区分 / 年度 (t/年)		実績値	推計値											
		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	
焼却+バイオガス化	燃やせるごみ	67,026	66,353	43,165	42,715	42,020	40,953	40,284	39,618	38,962	38,314	37,588	37,216	
	破砕選別可燃物	3,112	2,988	5,972	5,906	5,868	5,829	5,787	5,747	5,704	5,657	5,612	5,569	
	計	70,138	69,341	49,137	48,621	47,888	46,782	46,071	45,365	44,666	43,971	43,200	42,785	
	処理内訳	焼却灰等	6,647	6,518	4,619	4,570	4,501	4,398	4,331	4,264	4,199	4,133	4,061	4,022
		生ごみ回収量	0	0	20,100	19,932	19,772	19,617	19,464	19,312	19,163	19,011	18,861	18,710
		生ごみ処理不適物量	0	0	3,015	2,990	2,966	2,943	2,920	2,897	2,874	2,852	2,829	2,807
		生ごみ発酵残渣	0	0	1,537	1,522	1,506	1,506	1,491	1,476	1,460	1,460	1,445	1,429
		メタンガス量	0	0	1,285	1,272	1,259	1,259	1,246	1,234	1,221	1,221	1,208	1,195
破砕選別	燃やさないごみ・粗大ごみ等	5,966	6,007	5,943	5,857	5,831	5,798	5,760	5,727	5,688	5,639	5,594	5,551	
	処理内訳	破砕選別可燃物	2,880	2,787	2,758	2,718	2,706	2,690	2,673	2,657	2,639	2,616	2,596	2,576
		破砕選別不燃物	1,825	1,874	1,854	1,827	1,819	1,809	1,797	1,787	1,775	1,759	1,745	1,732
		破砕選別資源物	1,261	1,346	1,331	1,312	1,306	1,299	1,290	1,283	1,274	1,264	1,253	1,243
		リサイクルプラザ	3,670	3,818	3,796	3,774	3,749	3,723	3,694	3,668	3,635	3,606	3,573	3,541
	処理内訳	破砕選別可燃物(除袋)	110	115	114	113	112	112	111	110	109	108	107	106
		破砕選別不燃物	620	703	660	596	592	588	584	580	574	570	565	559
		破砕選別資源物	2,940	3,000	3,022	3,065	3,045	3,023	2,999	2,978	2,952	2,928	2,901	2,876
	廃プラスチック容器包装	3,356	3,438	3,416	3,398	3,376	3,351	3,325	3,300	3,274	3,245	3,216	3,186	
	処理内訳	選別可燃物	122	86	85	85	84	84	83	83	82	81	80	80
		選別不燃物	38	34	34	34	34	34	33	33	33	32	32	32
		選別資源物	3,196	3,318	3,297	3,279	3,258	3,233	3,209	3,184	3,159	3,132	3,104	3,074
	有害危険物 (D)	60	62	62	62	62	62	58	58	58	58	58	58	
直接資源化	12,017	11,833	13,169	13,190	13,001	13,019	12,837	12,753	12,768	12,782	12,699	12,710		
その他資源化	破砕選別資源物	7,397	7,664	7,650	7,656	7,609	7,555	7,498	7,445	7,385	7,324	7,258	7,193	
	廃食用油(資源化) (C)	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
	集団回収	3,290	3,332	3,329	3,310	3,292	3,274	3,252	3,226	3,201	3,175	3,145	3,118	
	拠点回収	83	160	242	242	242	242	242	242	242	242	242	242	
資源化計(メタンガス+直接資源化+その他)(B)	22,795	22,996	27,219	27,199	26,916	26,862	26,573	26,383	26,284	26,211	26,004	25,894		
埋立	焼却残渣(埋立)	6,647	6,518	4,619	4,570	4,501	4,398	4,331	4,264	4,199	4,133	4,061	4,022	
	破砕選別不燃物	1,825	1,874	1,854	1,827	1,819	1,809	1,797	1,787	1,775	1,759	1,745	1,732	
	その他(がれき等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	8,472	8,392	6,473	6,397	6,320	6,207	6,128	6,051	5,974	5,892	5,806	5,754	
全処理量 (A)	95,067	94,273	92,535	91,857	90,726	89,424	88,306	87,298	86,391	85,477	84,386	83,748		
リサイクル率 (B-C)/(A-C-D)	24.0	24.4	29.4	29.6	29.7	30.0	30.1	30.2	30.4	30.7	30.8	30.9		

注1：処理内訳の総数と搬入量の総数とは、タイムラグ等があるため、一致しない。

注2：リサイクル率の計算には、有害危険物及び廃食用油を含まない。

4 将来における処理フロー

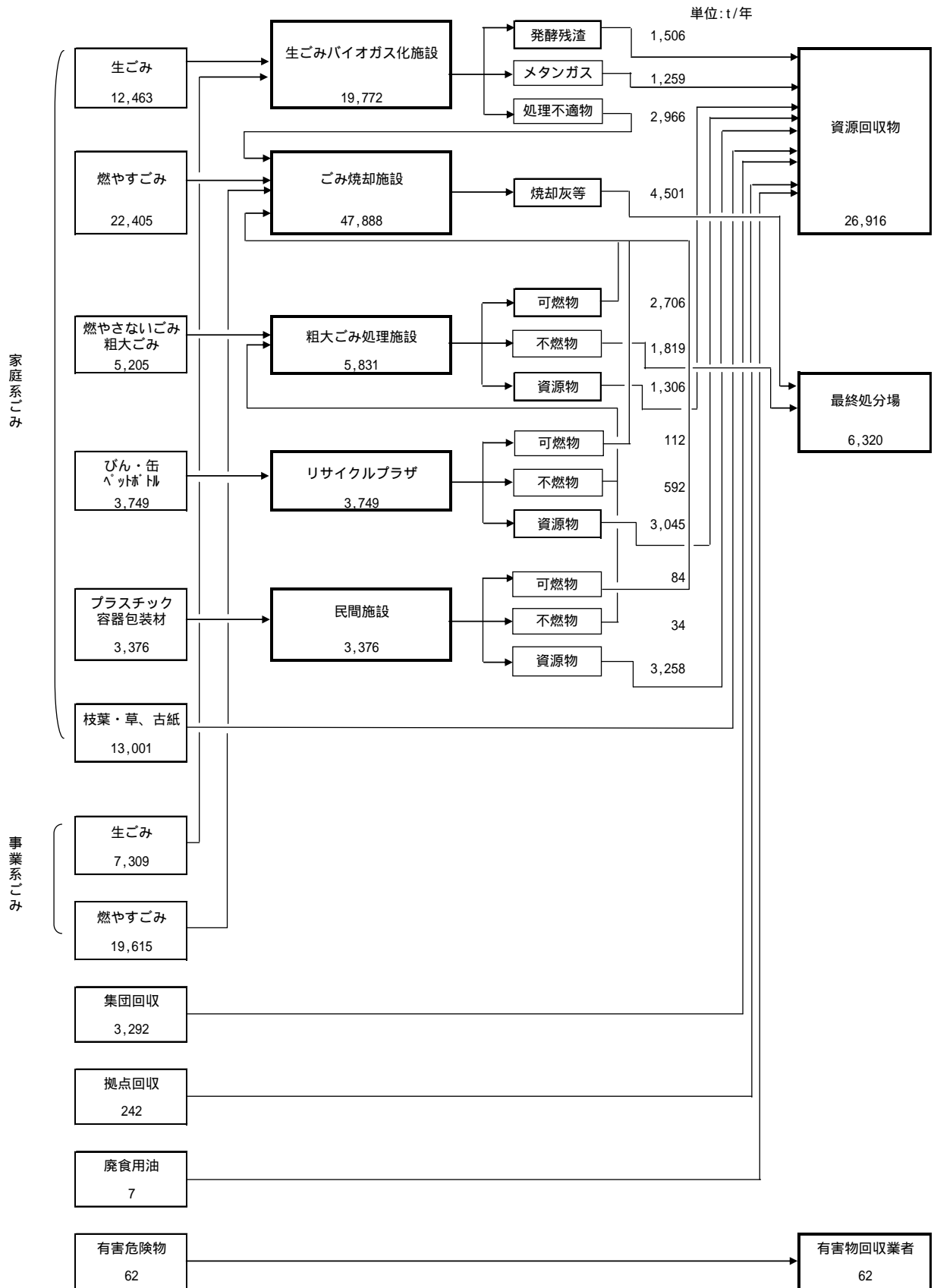


図 13 平成 27 年度 処理フロー

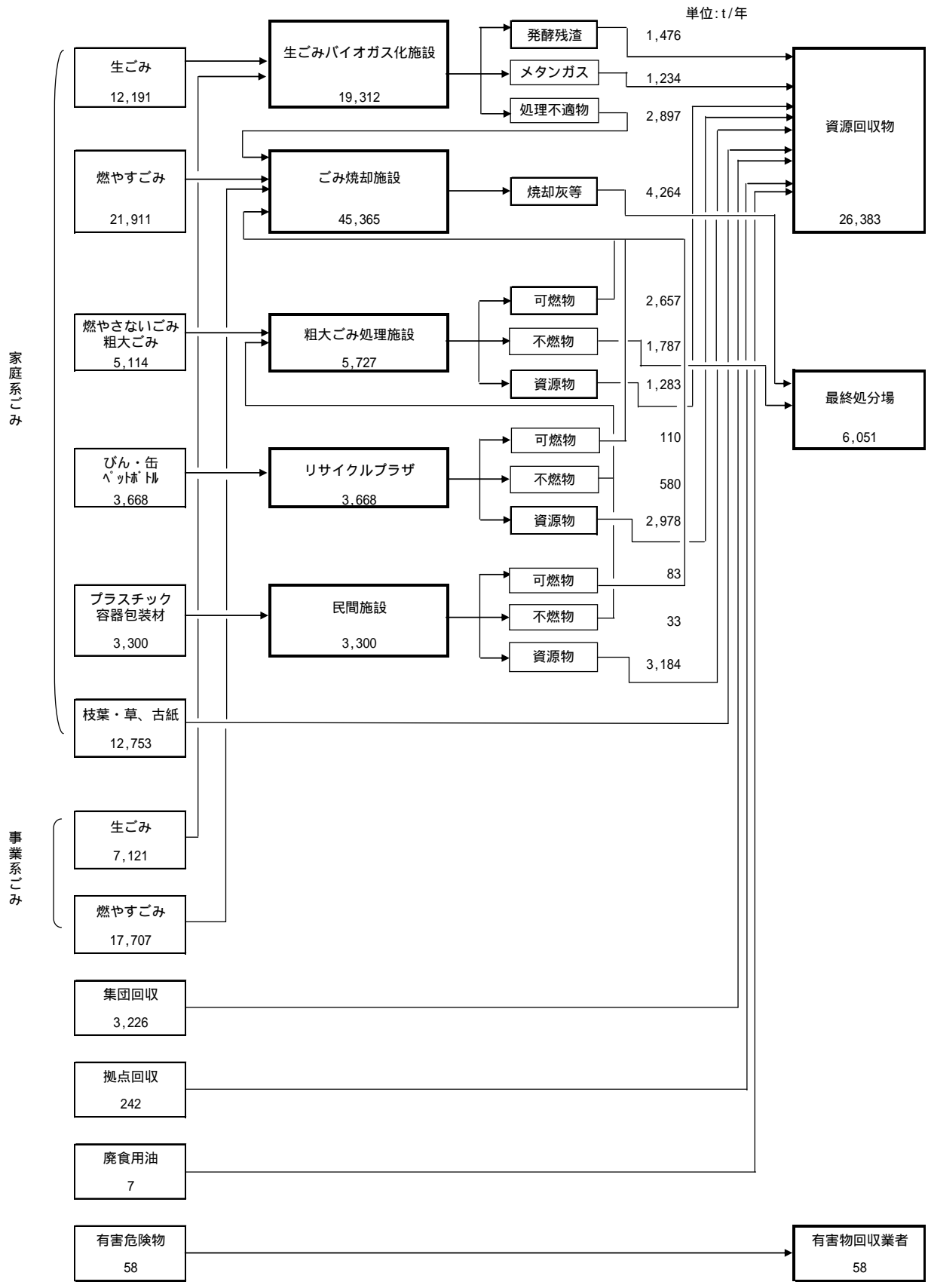


図 14 平成 30 年度 処理フロー

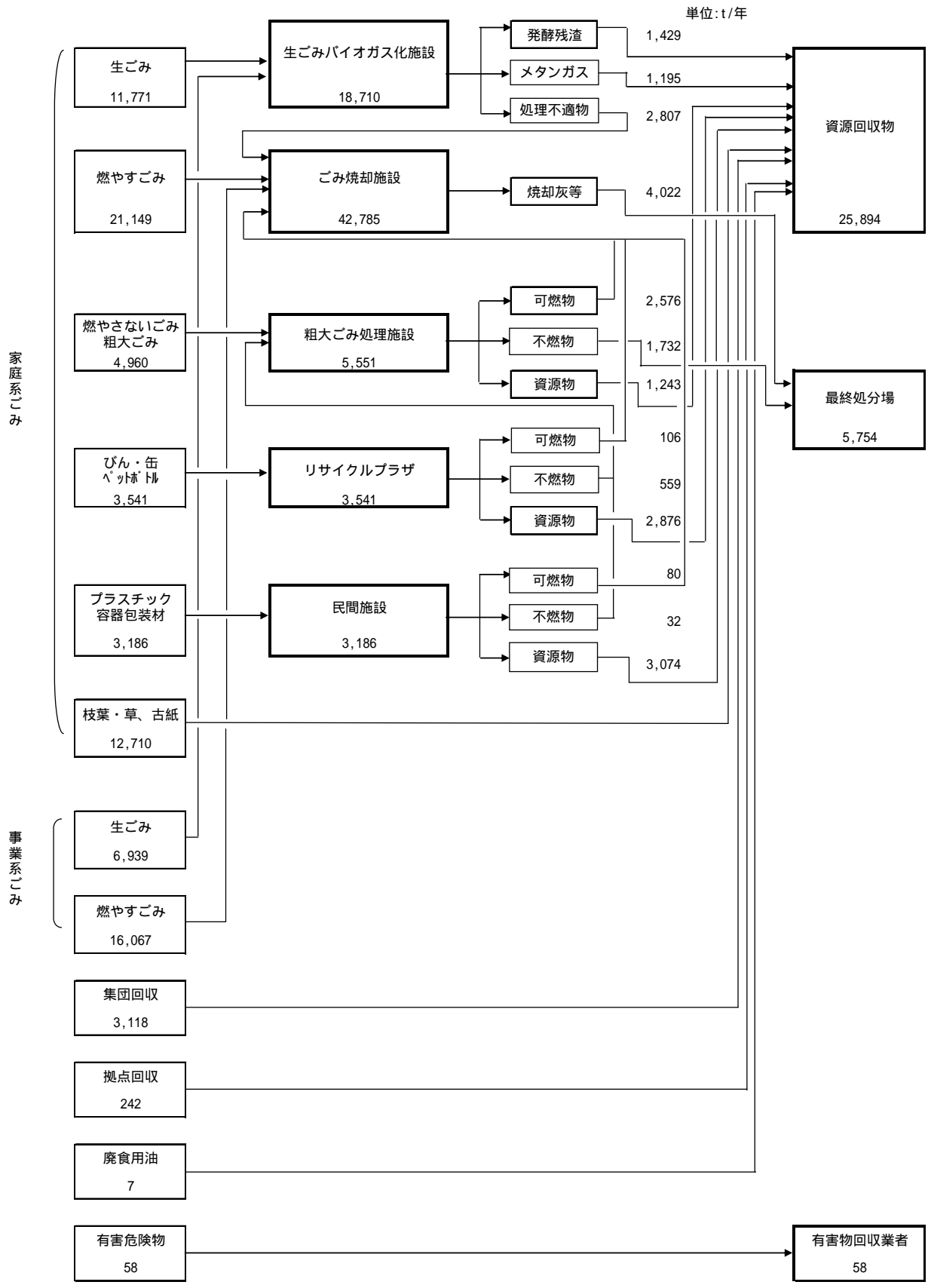


図 15 平成 34 年度 処理フロー

5 最終処分場の残余容量

推計によると、平成 31 年度には鳥越最終処分場及び小国最終処分場が埋立終了となります。

表 13 最終処分場残余容量の推計

(単位：m³)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
柿最終処分場	46,715	45,454	44,256	43,060	41,866	40,676	39,487	38,301	37,118	31,873	25,518	19,198
鳥越最終処分場	68,307	65,520	59,897	54,329	48,811	43,366	37,974	32,632	1,171	0	0	0
栃尾最終処分場	11,348	10,932	10,637	10,345	10,058	9,777	9,501	9,229	8,961	8,697	8,437	8,181
小国最終処分場	16,307	14,522	13,257	12,005	10,772	9,567	8,381	7,213	6,062	0	0	0
合計	142,677	136,428	128,047	119,739	111,507	103,386	95,343	87,375	53,312	40,570	33,955	27,379

残余容量は最終覆土量を含む。

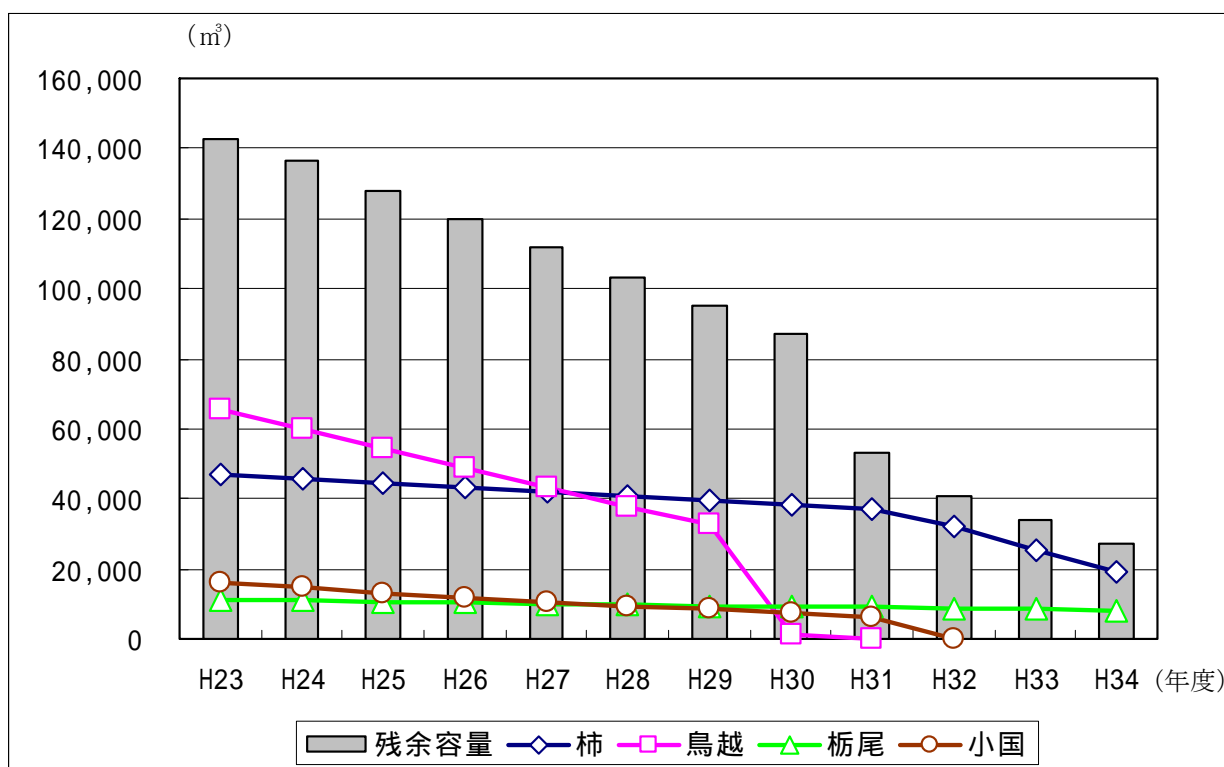


図 16 最終処分場残余容量の推計

6 将来人口及び世帯数の動向

表 14 将来人及び世帯数の推計

		人 口	世 帯 数	人/世 帯
実績値	H 19 年度	287,946	96,826	2.97
	H 20 年度	286,970	97,588	2.94
	H 21 年度	285,628	99,776	2.86
	H 22 年度	284,351	100,366	2.83
	H 23 年度	282,858	101,124	2.80
推計値	H 24 年度	281,321	101,499	2.77
	H 25 年度	279,687	101,944	2.74
	H 26 年度	277,960	102,331	2.72
	H 27 年度	276,141	102,674	2.69
	H 28 年度	274,228	102,982	2.66
	H 29 年度	272,223	103,261	2.64
	H 30 年度	270,124	103,516	2.61
	H 31 年度	267,933	103,752	2.58
	H 32 年度	265,650	103,970	2.56
	H 33 年度	263,273	104,174	2.53
	H 34 年度	260,803	104,365	2.50

注：外国人登録者数を含む。（各年度3月31日現在）

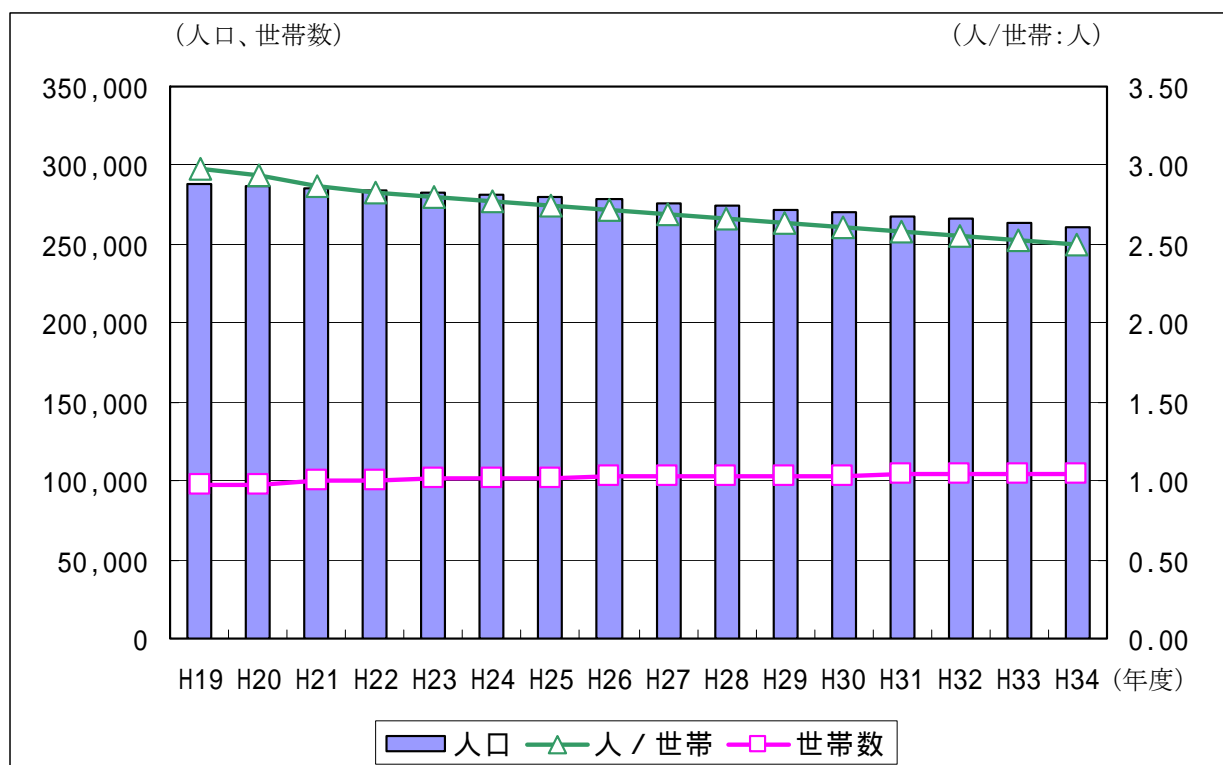


図 17 将来人口及び世帯数の推計

7 事業所数及び従業員数の実績

(1) 工業の状況

本市における工業の状況を表 15 に示します。平成 17 年以降伸びているのは、合併によるものです。

表 15 工業の状況

	事業所数	従業者数
H 12 年	1,237	22,584
H 13 年	1,195	21,513
H 15 年	1,100	20,362
H 17 年	1,194	24,234
H 20 年	1,567	28,675

- 1 この表は経済産業省のもとに全国一斉に実施された工業統計調査の結果です。
- 2 平成 13 年から全数調査年（製造業に属する全ての事業所を対象とする調査の年）の結果です。
- 3 平成 17 年は、平成 17 年 4 月 1 日合併後の数値です。（平成 18 年 1 月 1 日合併市町村分は含みません。）
- 4 平成 20 年は、平成 18 年 1 月 1 日合併後の数値です。

出典：長岡市統計年鑑（平成 23 年版）

(2) 商業の状況

本市における商業の状況を表 16 に示します。平成 19 年に増加に転じたのは、合併によるものです。

表 16 商業の状況

	事業所数			従業者数		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
H 3 年	4,047	1,288	2,759	24,872	12,609	12,263
H 6 年	3,915	1,264	2,651	25,671	12,843	12,828
H 9 年	3,628	1,140	2,488	23,562	11,274	12,288
H14 年	3,469	1,096	2,373	24,744	9,922	14,822
H19 年	4,120	1,023	3,097	26,771	9,268	17,503

- 1 この表は経済産業省のもとに全国一斉に実施された商業統計調査の結果です。
- 2 調査日は、平成 3・6 年は 7 月 1 日、平成 9・14 年・19 年は 6 月 1 日です。
- 3 平成 3・6 年は、代理商・仲立業については、数値から除きました。
- 4 平成 19 年は、平成 17 年 4 月 1 日及び平成 18 年 1 月 1 日合併市町村分を含みます。

出典：長岡市統計年鑑（平成 23 年版）



NAGAOKA

長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成25年3月 発行

編集・発行 長岡市環境部
〒940-0015
長岡市寿3丁目6番1号
電話 0258-24-2837